

(案)

精神保健福祉士養成課程における 教育内容等の見直しについて

○赤字・・・第7回検討会以降に追加・修正した箇所

○青字・・・現行の規程を見直す箇所

目次

I	新たな教育カリキュラム等の内容・・・・・・・・・・	P2
II	教員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P52
III	施設設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P62
IV	実習・演習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P72
V	通信課程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P90
VI	情報公開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P98
VII	国家試験の受験資格における実務経験の範囲・・・・	P102
VIII	施行期日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P106

I 新たな教育カリキュラムの内容

I ー① 新たな教育カリキュラム

1. 今後の精神保健福祉士に求められる役割

精神保健福祉士制度の施行から現在に至るまでの間に、「入院医療中心から地域生活中心へ」という施策の転換や障害者自立支援法の施行など、精神保健福祉士を取り巻く環境は大きく変化しており、今後の精神保健福祉士に求められる役割としては、

- ① 医療機関等におけるチームの一員として、治療中の精神障害者に対する相談援助を行う役割
- ② 長期在院患者を中心とした精神障害者の地域移行を支援する役割
- ③ 精神障害者が地域で安心して暮らせるよう相談に応じ、必要なサービスの利用を支援するなど、地域生活の維持・継続を支援し、生活の質を高める役割

なお、

- ④ 関連分野における精神保健福祉の多様化する課題に対し、相談援助を行う役割についても求められつつある。

2. 今後の精神保健福祉士に必要とされる知識及び技術

今後の精神保健福祉士の養成課程においては、精神障害者の人権を尊重し、利用者の立場に立って、これらの役割を適切に果たすことができるような知識及び技術が身に付けられるようにすることが求められており、具体的には、

- ① 医療機関等における専門治療の特徴を踏まえ、関係職種と連携・協働する専門的知識及び技術

- ② 精神障害者の地域移行の重要性、地域移行を促進するための家族調整や住居確保など、地域移行に係わる専門的知識及び技術
- ③ 精神障害者に対する包括的な相談援助を行うための、地域における医療・福祉サービスの利用調整
- ④ 就職に向けた相談・求職活動等に関する専門的知識及び技術
- ⑤ ケアマネジメント、コンサルテーション、チームアプローチ、ネットワーキング等の関連援助技術などを実践的に教育していく必要がある。

また、

- ⑥ 精神障害者の社会復帰に関する行政、労働、司法、教育分野での相談援助活動
 - ⑦ 各々の疾患及びライフサイクルに伴う生活上の課題
- などの基礎的な知識も教育していく必要がある。

(なお、生涯研修の観点から、スーパービジョンの意義及び目的をより重視した教育を行うとともに、養成課程と卒後研修を有機的に結びつけたスーパービジョン体制を構築することも必要である。)

3. 以上を踏まえ、実践力の高い精神保健福祉士を養成する観点から以下のような視点で、教育カリキュラムの見直しを行うこととする。

【時間数】

- 一般養成施設については、現行の1年以上という修業年限を前提としつつ、教育内容の充実により教育時間数についても1,200時間まで拡充を図る。
- 短期養成施設については、現行の6月以上という修業年限を前提としつつ、教育時間数は一般養成施設の教育カリキュラムの見直しを踏まえて、720時間まで充実を図る。

【教育カリキュラムの構成】

○ 教育カリキュラムの構成は、共通科目（社会福祉士）の枠組みに準拠しつつ、精神保健福祉士に特化する知識と技術の科目群（以下の③）を加えることにより、精神保健福祉士に必要とされる科目の明確化を行い、教育すべき内容を網羅する。

- ① 「人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法」
- ② 「総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術」
- ③ 「医療と協働・連携する相談援助の理念と方法に関する知識と技術」
- ④ 「地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術」
- ⑤ 「サービスに関する知識」
- ⑥ 「実習・演習」

○ なお、

- ・ 「人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法」に該当する専門科目については、精神保健福祉士に求められる知識・技術のうち、対象者の精神的健康課題の理解に関する教育として、現行の「精神医学」と「精神保健学」の教育内容の充実を図りながら、知識・技術の⑥の一部（教育）と⑦に対応するものとして、
- ・ 「総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術」に該当する専門科目については、精神障害者をはじめとする障害者等に対する相談援助の基礎的な知識と技術の理解に関する教育として、社会福祉士と共通する基礎教育と、精神保健福祉士の専門基礎教育との内容に分けて、

- ・ 「医療と協働・連携する相談援助の方法に関する知識と技術」及び「地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術」に該当する専門科目については、精神保健福祉士の教育の中核的な科目として、役割の①、②、③と知識・技術の①、②、③、⑤に対応を図りながら、精神障害者の相談援助及び地域移行から地域生活支援まで一体的に教育できるようにし、更に精神保健福祉士の援助活動を支える理論としての精神科リハビリテーションについて、援助技術との統合を図りながら理論と知識・技術との相互の教育効果を高めるように、
- ・ 「サービスに関する知識」に該当する科目については、地域移行及び地域生活支援に係る知識・技術として、役割の②、③、④と知識・技術の②、③、⑥(教育を除く)の対応と、知識・技術の②の一部(住居確保)及び④の一部(就労支援)に対応するものとして、
- ・ 「演習・実習」については、上記の講義系科目との連動を配慮しながら、役割の①から③までと、知識・技術の①から⑤までの対応を図りながら、役割と知識・技術を実践的に習得できるものとして、

位置付け、それぞれ具体的に科目を設定する。

【教育内容(シラバス)】

- 教育内容(シラバス)については、国家試験によって精神保健福祉士として必要な知識及び技能が評価されることを踏まえ、詳細な内容までは示さないこととし、それらについては、出題基準の中で網羅的に反映させる。

【大学等における指定科目・基礎科目】

- 大学等における指定科目・基礎科目については、科目名が一致していれば足りることとされている現行の仕組みを基本的には維持するが、特に実習・演習に関して教育内容や時間数にばらつきがあるとの指摘があることを踏まえ、実習・演習の教育内容や時間数、教員要件等について養成施設と同等の基準を満たさなければならないこととする。
- また、指定科目・基礎科目の科目名について、現行と同様、一定の読替の範囲を設定する。

新たな教育カリキュラムの全体像

	一般養成施設	短期養成施設	大学等	
	時間	時間	指定科目	基礎科目
共通科目（420h）				
人体の構造と機能及び疾病	30		○	○
心理学理論と心理的支援	30		○	○
社会理論と社会システム	30		○	○
現代社会と福祉	60		○	○
地域福祉の理論と方法	60		○	○
福祉行政と福祉計画	30		○	○
社会保障	60		○	○
低所得者に対する支援と生活保護制度	30		○	○
保健医療サービス	30		○	○
権利擁護と成年後見制度	30		○	○
障害者に対する支援と障害者自立支援制度 ※1	30		○	○
専門科目（390h）				
精神疾患とその治療	60	60	○	
精神保健の課題と支援	60	60	○	
精神保健福祉相談援助の基盤Ⅰ ※2	30		○	○
精神保健福祉相談援助の基盤Ⅱ	30	30	○	
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	120	120	○	
精神保健福祉活動を支える制度・サービス	60	60	○	
精神障害者の生活支援システム	30	30	○	
演習・実習（390h）				
精神保健福祉援助演習Ⅰ ※3	30		○	○
精神保健福祉援助演習Ⅱ	60	60	○	
精神保健福祉援助実習指導	90	90	○	
精神保健福祉援助実習	210	210	○	
合計	1,200	720	22科目	13科目

大学等
において
三科目の
うち一科
目は

※1…新たに共通科目に拡大する科目 ※2、3…読み替え可能科目

(参考) 現行の教育カリキュラム

平成21年度～	一般養成施設	短期養成施設	大学等	
	時間	時間	指定科目	基礎科目
共通科目 (390h)				
人体の構造と機能及び疾病	30		○	○
心理学理論と心理的支援	30		○	○
社会理論と社会システム	30		○	○
現代社会と福祉	60	60	○	
地域福祉の理論と方法	60	60	○	
社会保障	60		○	○
低所得者に対する支援と生活保護制度	30		○	○
福祉行財政と福祉計画	30		○	○
保健医療サービス	30		○	○
権利擁護と成年後見制度	30		○	○
専門科目 (390h)				
精神医学	60	60	○	
精神保健学	60	60	○	
精神科リハビリテーション学	60	60	○	
精神保健福祉論	90	90	○	
精神保健福祉援助技術総論 ※	60		○	○
精神保健福祉援助技術各論	60	60	○	
演習・実習 (330h)				
精神保健福祉援助演習	60	60	○	
精神保健福祉援助実習	270	270	○	
合計	1,110	780	18科目	9科目

大学等
の
うち
一
科
目
は

※…読み替え可能科目

I ー② シラバスの内容と想定される教育内容の例

※ 時間数については、一般養成施設の場合

※ 共通科目については、平成21年4月より改正された社会福祉士のシラバス内容を掲載

専門
科目

1. 精神疾患とその治療(60時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
- 代表的な精神疾患について、成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援といった観点から理解する。 - 精神科病院等における専門治療の内容及び特性について理解する。 - 精神保健福祉士が、精神科チーム医療の一員として関わる際に担うべき役割について理解する。 - 精神医療・福祉との連携の重要性和精神保健福祉士がその際に担うべき役割について理解する。	① 精神疾患総論(代表的な精神疾患について、成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援を含む)	○ 精神医学、医療の歴史と現状	
		○ 精神現象の生物学的基礎	・ 脳の構造
		○ こころの概念・モデル	・ 心の生物学的理解、精神分析から見た心
		○ 精神障害の概念	・ 健康、精神症状、精神疾患、精神疾患に由来する障害
		○ 精神疾患の成因と分類	・ 三大分類、国際分類法
		○ 代表的な疾患	・ 統合失調症、気分障害、ストレス関連障害、認知症、発達障害等
		○ 精神症状と状態像	
		○ 診断の手順と方法	
		○ 身体的検査と心理的検査	
		○ 精神科薬物療法	
	② 精神疾患の治療	○ 電気けいれん療法などの身体療法	
		○ 精神療法	
			10

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	③ 精神科医療機関の治療構造及び専門病棟	○ 精神科リハビリテーション	
		○ 環境・社会療法	
		○ さまざまな専門病棟	
	④ 精神科治療における人権擁護	○ 精神科治療と入院形態	・ 指定医、病棟特性、処遇
		○ インフォームド・コンセント	
		○ 隔離、拘束のあり方	
		○ 精神科救急医療システムとその対象	
		○ 移送制度による入院	
	⑤ 精神科病院におけるチーム医療と精神保健福祉士の役割	○ 報告、連絡、相談、カンファレンス等	
		○ 治療への導入に向けた支援	
	⑥ 精神医療と福祉及び関連機関との間における連携の重要性	○ 再発予防のための支援	
		○ 退院促進の支援	・ 集中的包括的ケアマネジメント(ACT)
		○ 医療観察法対象患者の支援	

2. 精神保健の課題と支援(60時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
- 精神の健康についての基本的考え方と精神保健学の役割について理解する。 - 現代社会における精神保健の諸課題と、精神保健の実際及び精神保健福祉士の役割について理解する。 - 精神保健を維持、増進するために機能している、専門機関や関係職種の役割と連携について理解する。 - 国際連合の精神保健活動や他の国々における精神保健の現状と対策について理解する。	① 精神の健康と、精神の健康に関連する要因及び精神保健の概要 ② 精神保健の視点から見た家族の課題とアプローチ	○ 社会構造の変化と新しい健康観	
		○ 精神の健康、精神疾患、身体・精神疾患に由来する障害	・ 高次脳機能障害
		○ ライフサイクルと精神の健康	
		○ 生活習慣と精神の健康	
		○ ストレスと精神の健康	・ 破綻の現れ方、燃え尽き、心の傷
		○ 精神の健康に関する心的態度	・ 否認、受容、回復
		○ 予防の考え方	・ カプランの考え方
		○ さまざまな活動	・ 老人保健
		○ 精神保健活動の三つの対象	・ 支持的精神保健
		○ 現代日本の家族の形態と機能	
		○ 結婚生活と精神保健	・ 非婚、DV
		○ 育児や教育をめぐる精神保健	・ 子育て不安、児童虐待 ・ 発達障害
		○ 病気療養や介護をめぐる精神保健	・ 家族の燃え尽き、高齢者虐待
		○ 社会的ひきこもりをめぐる精神保健	
		○ 家庭内の問題を相談する機関	
		○ 保健所等の精神保健福祉士の役割	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	③ 精神保健の視点から見た学校教育の課題とアプローチ	○ 現代日本の学校教育と生徒児童の特徴	・ いじめ、学校における暴力、自殺 ・ 不登校、学級崩壊 ・ 非行問題(少年犯罪、薬物依存、10代の妊娠)等
		○ 教員の精神保健	
		○ 関与する専門職と関係法規	・ 学校保健法など
	④ 精神保健の視点から見た勤労者の課題とアプローチ	○ 保健所等の精神保健福祉士の役割	
		○ 現代日本の労働環境	
		○ うつ病と過労自殺	
		○ 飲酒やギャンブルに関する問題	
		○ 心身症と生活習慣病	
		○ 職場内の問題を解決するための機関及び関係法規	・ 労働基準法、労働安全衛生法など
	⑤ 精神保健の視点から見た現代社会の課題とアプローチ	○ 保健所等の精神保健福祉士の役割	
		○ 災害被災者、犯罪被害者の精神保健	
		○ ニートや貧困問題と精神保健	
		○ ホームレスと精神保健	
		○ 性同一性障害と精神保健	
	⑥ 精神保健に関する対策と精神保健福祉士の役割	○ 他文化に接することで生じる精神保健上の問題	
		○ アルコール問題に対する対策	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
		○ 薬物依存対策	
		○ うつ病と自殺防止対策	
		○ 認知症高齢者に対する対策	
		○ 社会的ひきこもりに対する対策	
		○ 災害時の精神保健に対する対策	
	⑦ 地域精神保健に関する諸活動と精神保健に関する偏見・差別等の課題	○ 関係法規	・ 地域保健法、母子保健法など
		○ ネットワークづくり	
		○ 資源開発	
		○ 精神保健に関する調査	
		○ 精神保健に関わる人材育成	
		○ 国民の精神障害観	
		○ 施設コンフリクト	
	⑧ 精神保健に関する専門職種（保健師等）と国、都道府県、市町村、団体等の役割及び連携	○ 国の機関とその役割	
		○ 精神保健に係る法規	
		○ 保健師等の役割と連携	
		○ 地域精神保健に係わる行政機関の役割及び連携	・ 精神保健福祉センター、保健所、市町村（保健センター）
		○ 学会や啓発団体	・ いのちの電話、アルコール問題、精神衛生会
	⑨ 諸外国の精神保健活動の現状及び対策	○ 主なセルフヘルプグループ	・ 家族会、当事者の会
		○ 世界の精神保健の実情	
		○ WHOなどの国際機関の活動	
		○ 諸外国の精神保健医療の実情	

3. 精神保健福祉相談援助の基盤 I (30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
- 精神保健福祉士の役割(総合的包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発を含む)と意義について理解する。 - 社会福祉士の役割と意義について理解する。 - 相談援助の概念と範囲について理解する。 - 相談援助の理念について理解する。	① 精神保健福祉士の役割と意義	○ 精神保健福祉士法	- 法制度見直しの背景 - 定義、義務 - その他
		○ 精神保健福祉士の専門性	
	② 社会福祉士の役割と意義	○ 精神保健福祉士の専門職倫理と倫理的ジレンマ	- 日本精神保健福祉士協会倫理綱領 - 国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)倫理綱領 - 倫理的ジレンマ - その他
		○ 社会福祉士及び介護福祉士法	- 定義、義務 - 法制度見直しの背景 - その他
	③ 相談援助の概念と範囲	○ 社会福祉士の専門性	
		○ ソーシャルワークに係る各種の国際定義	- 国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)の定義 - その他
	④ 相談援助の理念	○ 社会福祉士・精神保健福祉士が行うソーシャルワークの形成過程	- 慈善組織活動 - セツルメント運動 - その他
		○ 人権尊重 ○ 社会正義 ○ 利用者主体^{本位} ○ 尊厳の保持 ○ 権利擁護 ○ 自立支援 ○ 社会的包摂 ○ ノーマライゼーション	

4. 精神保健福祉相談援助の基盤Ⅱ(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
- 精神障害者を対象とした精神保健福祉士が行う相談援助の対象、基本的考え方と相談援助技術の概要について理解する - 精神障害者の相談援助に係る専門職の概念と範囲について理解する - 精神障害者の相談援助における権利擁護の意義と範囲について理解する 精神保健福祉活動における総合的かつ包括的な援助と多職種連携の意義と内容について理解する	① 精神障害者を対象とした 精神保健福祉士が行う 相談援助活動の 対象と相談援助の基本的考え方 と 相談援助技術の概要	○ 精神障害者を対象とした相談援助活動の目的・価値・意義・内容・原則 ○ 保健、医療、福祉等の各分野における相談援助の対象及び相談援助の基本的考え方	対象、目的、価値、意義、内容、原則 - その他
		○ 相談援助技術の概要	相談援助に関する概念の整理 個別に相談援助する技術 集団を活用した相談援助技術 地域を基盤に置いた相談援助技術 その他
	② 相談援助に係わる専門職（精神科病院、精神科診療所を含む）の概念と範囲	○ 医療機関（精神科病院、精神科診療所を含める）における専門職	- 医師、薬剤師、看護師、作業療法士、理学療法士、臨床心理技術者、管理栄養士 - その他
		○ 福祉行政・関連行政機関等における専門職	- 福祉事務所の現業員、査察指導員、社会福祉主事、児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司 - 保健所の医師、保健師、作業療法士 - 保護観察所の社会復帰調整官 - 労働行政機関等の障害者職業カウンセラー、職場適応援助者（ジョブコーチ）等 - その他
		○ 民間の施設・組織における専門職	施設長、生活指導員、社会福祉協議会の職員、地域包括支援センターの職員

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
			・ 相談支援専門員, サービス管理責任者, 居宅介護従事者 ・ その他
	③ 精神障害者の相談援助における権利擁護の意義と範囲	○ 相談援助における権利擁護の概念と範囲	・ 自己決定、意思決定能力 ・ 権利擁護システム
	④ 精神保健福祉活動における総合的かつ包括的な援助と多職種連携(チームアプローチ含む)の意義と内容	○ 精神障害者の人権擁護と精神保健福祉士の役割	
		○ 総合的かつ包括的な援助の意義と内容	
		○ 多職種連携(チームアプローチ)の意義と内容	

5. 精神保健福祉の理論と相談援助の展開(120時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
- 精神医療の特性(精神医療の歴史・動向や精神科病院の特性の理解を含む)と、精神障害者に対する支援の基本的考え方について理解する。 - 精神科リハビリテーションの概念と構成及びチーム医療の一員としての精神保健福祉士の役割について理解する。 - 精神科リハビリテーションのプロセスと精神保健福祉士が行うリハビリテーション(精神科専門療法を含む)の知識と技術及び活用の方法について理解する。 - 精神障害者を対象とした相談援助技術(個別援助、集団援助の過程と、相談援助に係る関連援助や精神障害者と家族の調整及び家族支援を含む)の実際展開について理解する。 - 精神障害者の地域移行支援及び医療機関と地域の連携に関する基本的な考え方と支援体制の実際について理解する。 - 精神障害者の地域生活の実態とこれらを取り巻く社会情勢及び地域相談援助における基本的な考え方について理解する。	① 精神保健医療福祉の歴史と動向	○ わが国の精神保健医療福祉の歴史と動向	
	② 精神障害者に対する支援の基本的な考え方と必要な知識	○ 諸外国の精神保健医療福祉制度の変遷	
		○ 精神保健福祉士における活動の歴史	- 社会防衛 - Y問題 - 権利擁護 - 自立生活支援
		○ 精神障害者支援の理念	- ノーマライゼーション - ストレングス - リカバリー - レジリエンス
		○ 精神保健医療福祉領域における支援対象者	- 精神障害の概念 - 精神障害者の定義 - 精神障害者の特性 - その他(労働、司法、教育領域における対象者) - その他(自殺対策基本法、発達障害者支援法等の対象者)
		○ 精神障害者の人権	- 国連原則 - 欠格条項 - インフォームドチョイス - 権利擁護システム
	③ 精神科リハビリテーションの概念と構成	○ 精神科リハビリテーションの概念	リハビリテーションの歴史と概念
		○ 精神科リハビリテーションの理念、意義と基本原則	リハビリテーションの理念、意義と基本原則
		○ 精神科リハビリテーションの構成と展開	18

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
・ 地域リハビリテーションの構成と社会資源の活用及びケアマネジメント、コミュニティワーク(地域相談援助に係る組織、団体、関係機関及び専門職との連携についての理解を含む)の実際について理解する。 ・ 地域相談支援における生活を支援する保健・医療・福祉等機関(通院・在宅医療サービス)と連携の包括的な支援(地域精神保健福祉活動)の意義と実際展開について理解する。 ・ 精神障害者の相談援助に係わる社会調査の意義、目的、概要及び活用について理解する。	④ 精神科リハビリテーションのプロセス	○ リハビリテーション計画 ○ アプローチの方法	
	⑤ 医療機関における精神科リハビリテーション(精神科専門療法を含む。)の展開とチーム医療における精神保健福祉士の役割	○ 精神専門療法	・ 作業療法及びレクリエーション療法、集団精神療法、行動療法、認知行動療法、SST(生活技能訓練)
		○ 家族教育プログラム	・ 心理教育
		○ 精神科デイ・ケア等	
		○ アウトリーチ	・ 精神科退院前訪問指導、精神科訪問看護・指導
	⑥ 精神障害者の支援モデル	○ チーム医療の概要	
		○ 多職種との協働・連携	
	⑦ 相談援助の過程及び対象者との援助関係	○ 代表的な実践モデル	・ 治療モデル(医学モデル、欠陥モデル) ・ 生活モデル(環境モデル、エコシステムモデル、社会モデル) ・ スtrenghsモデル
		○ 受理面接(インテーク)	
		○ 契約	
		○ 課題分析(アセスメント)	
		○ 支援の計画(プランニング)	
		○ 支援の実施(インターベンション)	
		○ 経過観察(モニタリング)	
	⑧ 相談援助活動のための面接技術	○ 効果測定と支援の評価	
		○ 終結とアフターケア	
		○ 面接を効果的に行う方法	・ カウンセリング技法

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑨ 相談援助活動の方法 展開 (医療施設、社会復帰施設、地域社会を含む)	○ 個別支援の実際と事例分析	・ 疾病及び障害に配慮した個別支援展開(危機介入アプローチ、生活支援の援助技術) ・ 精神障害者の主体性の尊重 ・ 個別支援の実際と適用分野
		○ 集団を活用した支援の実際と事例分析	・ 疾病及び障害に配慮した集団支援の展開 ・ 集団を活用した支援の実際と適用分野[デイケアとグループワーク、SST(生活技能訓練)、セルフヘルプグループ(自助グループ)]
		○ 具体的事例検討	
	⑩ 家族調整・支援の実際と事例分析	○ 精神障害者と家族との関係	
		○ 家族支援の方法	・ 家族療法的アプローチ
		○ 具体的事例検討	
	⑪ スーパービジョンとコンサルテーション	○ スーパービジョンの 意義 、方法展開	
		○ コンサルテーションの 意義 、方法、展開	
	⑫ 地域移行の対象及び支援体制	○ 地域移行支援の対象	
		○ 地域移行の体制	・ 精神科病院の体制 ・ 地域移行支援の体制
		○ 精神保健福祉士の役割と多職種との連携	・ 精神保健福祉士の業務内容 ・ 精神保健福祉士の専門性と役割 ・ 多職種連携(チームアプローチ) ・ ACT、PACT
		○ 地域移行に係る組織や機関	・ 自立支援協議会
		○ 地域移行を推進する制度、施策	
		○ 具体的事例検討	
			20

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑬ 地域を基盤にした相談支援援助の主体と対象(精神障害者の生活実態とこれらを取り巻く社会情勢、医療、福祉の状況を含む)	○ 地域相談支援援助の主体	
		○ 地域相談支援援助の対象	
		○ 地域相談支援援助の体制	
		○ 具体的事例検討	
	⑭ 地域を基盤にしたリハビリテーションの基本的考え方		・ 地域ネットワーク ・ 地域生活支援事業と訪問援助 ・ 家族会および自助グループ ・ 精神保健ボランティアの育成と活用
	⑮ 精神障害者のケアマネジメント	○ ケアマネジメントの原則	・ 適用と対象 ・ 人権への配慮
		○ ケアマネジメントの意義と方法	・ ケアマネジメントの意義と方法 ・ 関係機関との連携
		○ ケアマネジメントのプロセス	・ インテーク ・ ニーズの把握とその評価 ・ 目標設定と計画的実施 ・ 包括的サービスの実現 ・ 評価
		○ チームケアとチームワーク	
		○ 具体的事例検討	
	⑯ 地域を基盤にした支援とネットワーク	○ 地域を基盤にした支援の概念と基本的性格	
		○ 地域を基盤にした支援の具体的展開	・ ノーマライゼーションの推進と住民参加 ・ 社会資源の活用と開発 ・ 地域社会における連携と調整機能 ・ 家族会、自助グループの支援 ・ ボランティア等地域マンパワーの育成と活用 ・ 地域生活支援活動
		○ 具体的事例検討	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑭ 関連組織・機関等の概要と専門職との連携	○ 福祉サービス提供施設・機関	社会復帰施設 グループホーム 小規模作業所 相談支援事業所 地域活動支援センター 就労・生活支援センター その他
		○ 行政機関等	精神保健福祉センター 保健所 市町村 ハローワーク その他
	⑮ 医療機関、通院、在宅医療サービスとの連携の意義と実際	○ 精神科病院、精神科診療所等との連携	主治医、精神保健福祉士、外来看護師 地域連携部門、ダイヤタ部門、訪問看護部門(ステーション含む)
	⑰ 地域生活を支援する包括的な支援(地域精神保健福祉活動)の意義と展開		・ 包括的支援体制の理念 ・ ソーシャルインクルージョン ・ 諸外国の実践例 ・ わが国の実践例
	⑯ 社会調査の概要(意義、目的、倫理、方法)と活用	○ 社会調査の意義と目的	根拠にもとづいた実践
		○ 社会調査の対象	
		○ 社会調査における倫理	社会調査における個人情報保護
		○ 量的調査の方法と活用	全数調査と標本調査 横断調査と縦断調査 自形式調査と他形式調査 測定の水準、信頼性と妥当性 質問紙の作成方法と留意点 調査票の配布と回収 集計と分析
		○ 質的調査の方法と活用	観察法 面接法 記録の方法と留意点 データの整理と分析
		○ ICTの活用方法	

6. 精神保健福祉活動を支える制度・サービス(60時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
- 精神障害者の相談援助活動と法(精神保健福祉法)との関わりについて理解する。 - 精神障害者の支援に関連する制度及び福祉サービスの知識と支援内容について理解する。 - 精神障害者の支援において係わる施設、団体、関連機関等について理解する。 - 更生保護制度と医療観察法について理解する。 - 社会資源の調整・開発に係わる社会調査の概要と活用について基礎的な知識を理解する。	① 精神保健福祉法の意義と内容		- 法律の目的、地方精神保健福祉審議会及び精神医療審査会、精神保健指定医、入院形態、精神障害者保健福祉手帳 - その他
		○ 精神保健福祉法における精神保健福祉士の役割	
	② 精神障害者の福祉制度の概要と福祉サービス	○ 障害者基本法と精神障害者施策との関わり	
		○ 障害者自立支援法における精神障害者の福祉サービスの実際	
		○ 精神障害者を対象とした福祉施策・事業の実際	精神障害者が利用する福祉サービスに特化した国・都道府県・市町村の制度や事業
	③ 精神障害者に関連する社会保障制度の概要	○ 医療保険制度の意義と内容	
		○ 介護保険制度、の意義と内容	
		○ 経済的支援に関する制度の意義と内容	所得保障(障害年金・手当・生活保護・労災・その他の災害補償)、税金控除
	④ 相談援助に係わる組織、団体、関係機関及び専門職や地域住民との協働	○ 行政組織と民間組織の役割と実際	- 地方自治体、社会福祉法人、特定非営利活動法人、社会福祉協議会、民政委員、児童委員、自治会、ボランティア組織、企業、 - その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
		○ 福祉サービス提供施設・機関	・ 社会復帰施設、グループホーム、小規模作業所、相談支援事業所、地域活動支援センター、就労・生活支援センター、 ・ その他
		○ インフォーマルな社会資源の役割と実際	・ 家族、セルフヘルプグループ、ピアヘルパー ・ その他
		○ 専門職や地域住民の役割と実際	・ 精神保健福祉士、社会福祉協議会の地域福祉専門活動委員、介護相談員、認知症サポーター ・ その他
	⑤ 更生保護制度の概要と精神障害者福祉との関係	○ 更生保護制度とその担い手	
	⑥ 更生保護制度における関係機関や団体との連携	○ 司法・医療・福祉の連携 ○ 保護観察所の役割と実際	
	⑦ 医療観察法の概要	○ 医療観察法の意義と内容	・ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律
	⑧ 医療観察法における精神保健福祉士の専門性と役割	○ 社会復帰調整官の役割と実際	
		○ 精神保健参与員の役割と実際	
		○ 入院者・通院者に関する処遇	・ 指定入院医療機関、・指定通院医療機関

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑨ 社会資源の調整・開発に係わる社会調査の意義、目的、倫理、方法及び活用	○ 社会調査の意義と目的	・ 根拠にもとづいた実践
		○ 社会調査の対象	
		○ 社会調査における倫理	・ 社会調査における個人情報保護
		○ 量的調査の方法と活用	・ 全数調査と標本調査 ・ 横断調査と縦断調査 ・ 自形式調査と他形式調査 ・ 測定の水準、信頼性と妥当性 ・ 質問紙の作成方法と留意点 ・ 調査票の配布と回収 ・ 集計と分析
		○ 質的調査の方法と活用	・ 観察法 ・ 面接法 ・ 記録の方法と留意点 ・ データの整理と分析
		○ ICTの活用方法	

7. 精神障害者の生活支援システム(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
- 精神障害者の生活支援の意義と特徴について理解する。 - 精神障害者の居住支援に関する制度・施策と相談援助活動について理解する。 - 職業リハビリテーションの概念及び精神障害者の就労支援に関する制度・施策と相談援助活動(その他の日中活動支援を含む)について理解する。 - 行政機関における精神保健福祉士の相談援助活動について理解する。	① 精神障害者の概念	○ 精神障害の特性と人としての一般性	
	② 精神障害者の生活の実際	○ 精神障害者の生活実態	
	③ 精神障害者の生活と人権	○ 精神障害者の生活支援の理念と概要	
		○ 地域生活における精神障害者の人権	
	④ 精神障害者の居住支援	○ 住居支援制度の概要	
		○ 住居支援に係わる専門職の役割と連携	
		○ 住居支援の実際	
		○ 住居支援における近年の動向と課題	
		○ 関係する組織、団体、専門職、自助組織等との連携	・ 国・都道府県・市町村の役割と連携
		○ 就労支援制度の概要	・ 障害者雇用促進法、ジョブガイダンス
	⑤ 精神障害者の就労支援	○ 就労支援に係わる専門職の役割と連携	
		○ 就労支援の実際	
		○ 就労支援における近年の動向と課題	
		○ 関係する組織、団体、専門職、自助組織等との連携	・ 国・都道府県・市町村の役割と連携、ハローワークとの連携
	⑥ 精神障害者の生活支援システム	○ 精神障害者の自立と社会参加	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
		○ 福祉的就労をはじめとする一般就労以外の生活支援の実際	
		○ ソーシャル・サポートネットワーク	
	⑦ 市町村における相談援助	○ 精神保健福祉相談員	
	⑧ その他の行政機関における相談援助	○ 都道府県、保健所、精神保健福祉センター等における精神保健福祉士の機能と役割	

1. 人体の構造と機能及び疾病(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
- 心身機能と身体構造及び様々な疾病や障害の概要について、人の成長・発達や日常生活との関係を踏まえて理解する。 - 国際生活機能分類(ICF)の基本的考え方と概要について理解する。 - リハビリテーションの概要について理解する。 ※ 精神保健福祉士に必要な内容となるよう留意すること。	① 人の成長・発達	○ 身体の成長・発達	
		○ 精神の成長・発達	
		○ 老化	
	② 心身機能と身体構造の概要	○ 人体部位の名称	- 頭部、頸部、胸部、背部、腹部、四肢、体幹、脊柱、血管 - その他
		○ 各器官等の構造と機能	- 血液、呼吸器、消化器、泌尿器、循環器、支持運動器官、内分泌器官、神経系、感覚器、皮膚、生殖器 - その他
	③ 国際生活機能分類(ICF)の基本的考え方と概要	○ 国際障害分類(ICIDH)から国際生活機能分類(ICF)への変遷	
		○ 心身機能と身体構造、活動、参加の概念	
		○ 環境因子と個人因子の概念	
		○ 健康状態と生活機能低下の概念	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	④ 健康の捉え方	○ 健康の概念	・ WHO憲章による健康の定義 ・ その他の定義
	⑤ 疾病と障害の概要	○ 疾病の概要	・ 悪性腫瘍、生活習慣病、感染症、神経・精神疾患、先天性・精神疾患、難病 ・ その他
		○ 障害の概要	・ 視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、肢体不自由、内部障害、発達障害、認知症、高次脳機能障害、精神障害 ・ その他
		○ 精神疾患の診断・統計マニュアル(DSM-IV)の概要	・ 精神疾患の診断・統計マニュアル(DSM-IV) ・ その他
	⑥ リハビリテーションの概要	○ リハビリテーションの概念と範囲	・ リハビリテーションの定義、目的、対象、方法 ・ その他

2. 心理学理論と心理的支援(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
- 心理学理論による人の理解とその技法の基礎について理解する。 - 人の成長・発達と心理との関係について理解する。 - 日常生活と心の健康との関係について理解する。 - 心理的支援の方法と実際について理解する。 ※ 精神保健福祉士に必要な内容となるよう留意すること。	① 人の心理学的理解	○ 心と脳 ○ 情動・情緒 ○ 欲求・動機づけと行動 ○ 感覚・知覚・認知 ○ 学習・記憶・思考 ○ 知能・創造性 ○ 人格・性格 ○ 集団 ○ 適応 ○ 人と環境	
	② 人の成長・発達と心理	○ 発達概念	・ 発達の定義、発達段階、発達課題、生涯発達心理、アタッチメント、アイデンティティ ・ 喪失体験 ・ その他
	③ 日常生活と心の健康	○ ストレスとストレスサー	・ ストレスサー ・ コーピング ・ ストレス症状(うつ症状、アルコール依存、燃え尽き症候群(バーンアウト)を含む。) ・ ストレスマネジメント ・ その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	④ 心理的支援の方法と実際	○ 心理検査の概要	・ 人格検査、発達検査、知能検査、適性検査 ・ その他
		○ カウンセリングの概念と範囲	・ カウンセリングの目的、対象、方法 ・ ピアカウンセリングの目的、方法 ・ その他
		○ カウンセリングとソーシャルワークとの関係	
		○ 心理療法の概要と実際(心理専門職を含む)	・ 精神分析、遊戯療法、行動療法、家族療法、ブリーフ・サイコセラピー、心理劇、動作療法、SST(生活技能訓練) ・ 臨床心理士 ・ その他

3. 社会理論と社会システム(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
・ 社会理論による現代社会の捉え方を理解する。 ・ 生活について理解する。 ・ 人と社会の関係について理解する。 ・ 社会問題について理解する。 ※ 精神保健福祉士に必要な内容となるよう留意すること。	① 現代社会の理解	○ 社会システム	・ 社会システムの概念、文化・規範、社会意識、産業と職業、社会階級と社会階層、社会指標 ・ その他
		○ 法と社会システム	・ 法と社会規範 ・ 法と社会秩序 ・ その他
		○ 経済と社会システム	・ 市場の概念 ・ 交換の概念 ・ 労働の概念 ・ 就業形態 ・ その他
		○ 社会変動	・ 社会変動の概念、近代化、産業化、情報化 ・ その他
		○ 人口	・ 人口の概念、人口構造、人口問題、少子高齢化 ・ その他
		○ 地域	・ 地域の概念、コミュニティの概念、都市化と地域社会、過疎化と地域社会、地域社会の集団・組織 ・ その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
		○ 社会集団及び組織	・ 社会集団の概念、第一次集団、第二次集団、ゲゼルシャフト、ゲマインシャフト、アソシエーション、組織の概念、官僚制 ・ その他
	② 生活の理解	○ 家族	・ 家族の概念、家族の変容、家族の構造や形態、家族の機能 ・ 世帯の概念 ・ その他
		○ 生活の捉え方	・ ライフステージ ・ 生活時間 ・ 消費 ・ 生活様式、ライフスタイル ・ 生活の質 ・ その他
	③ 人と社会の関係	○ 社会関係と社会的孤立	
		○ 社会的行為	
		○ 社会的役割	
		○ 社会的ジレンマ	
	④ 社会問題の理解	○ 社会問題の捉え方	・ 社会病理、逸脱 ・ その他
		○ 具体的な社会問題	・ 差別、貧困、失業、自殺、犯罪、非行、公害、社会的排除、ハラスメント、DV、児童虐待、いじめ、環境破壊 ・ その他

4. 現代社会と福祉(60時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
・ 現代社会における福祉制度の意義や理念、福祉政策との関係について理解する。 ・ 福祉の原理をめぐる理論と哲学について理解する。 ・ 福祉政策におけるニーズと資源について理解する。 ・ 福祉政策の課題について理解する。 ・ 福祉政策の構成要素(福祉政策における政府、市場、家族、個人の役割を含む。)について理解する。 ・ 福祉政策と関連政策(教育政策、住宅政策、労働政策を含む。)の関係について理解する。 ・ 相談援助活動と福祉政策との関係について理解する。	① 現代社会における福祉制度と福祉政策	○ 福祉制度の概念と理念	
	② 福祉の原理をめぐる理論と哲学	○ 福祉政策の概念と理念	
		○ 福祉制度と福祉政策の関係	
		○ 福祉政策と政治の関係	
		○ 福祉政策の主体と対象	
	③ 福祉制度の発達過程	○ 福祉の原理をめぐる理論	
		○ 福祉の原理をめぐる哲学と倫理	
		○ 前近代社会と福祉	・ 救貧法、慈善事業、博愛事業、相互扶助 ・ その他
		○ 近代社会と福祉	・ 第二次世界大戦後の窮乏社会と福祉、経済成長と福祉 ・ その他
		○ 現代社会と福祉	・ 新自由主義、ポスト産業社会、グローバル化、リスク社会、福祉多元主義 ・ その他
	④ 福祉政策におけるニーズと資源	○ 需要とニーズの概念	・ 需要の定義、ニーズの定義 ・ その他
		○ 資源の概念	・ 資源の定義 ・ その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑤ 福祉政策の課題	○ 福祉政策と社会問題	・ 貧困、孤独、失業、要援護（児童、老齢、障害、寡婦）、偏見と差別、社会的排除、ヴァルネラビリティ、リスク ・ その他
		○ 福祉政策の現代的課題	・ 社会的包摂、社会連帯、セーフティネット ・ その他
		○ 福祉政策の課題と国際比較（国際動向を含む。）	
	⑥ 福祉政策の構成要素	○ 福祉政策の論点	・ 効率性と公平性、必要と資源、普遍主義と選別主義、自立と依存、自己選択とパターンリズム、参加とエンパワーメント、ジェンダー、福祉政策の視座 ・ その他
		○ 福祉政策における政府の役割	
		○ 福祉政策における市場の役割	
		○ 福祉政策における国民の役割	
		○ 福祉政策の手法と政策決定過程と政策評価	
		○ 福祉供給部門	・ 政府部門、民間（営利・非営利）部門、ボランティア部門、インフォーマル部門 ・ その他
			35

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
		○ 福祉供給過程	・ 公私(民)関係、再分配、割当、行財政、計画 ・ その他
		○ 福祉利用過程	・ スティグマ、情報の非対称性、受給資格とシティズンシップ ・ その他
	⑦ 福祉政策と関連政策	○ 福祉政策と教育政策	
		○ 福祉政策と住宅政策	
		○ 福祉政策と労働政策	
	⑧ 相談援助活動と福祉政策の関係	○ 福祉供給の政策過程と実施過程	

5. 地域福祉の理論と方法(60時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
・ 地域福祉の基本的考え方(人権尊重、権利擁護、自立支援、地域生活支援、地域移行、社会的包摂等を含む。)について理解する。 ・ 地域福祉の主体と対象について理解する。 ・ 地域福祉に係る組織、団体及び専門職の役割と実際について理解する。 ・ 地域福祉におけるネットワーキング(多職種・多機関との連携を含む。)の意義と方法及びその実際について理解する。 ・ 地域福祉の推進方法(ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発、福祉ニーズの把握方法、地域トータルケアシステムの構築方法、サービスの評価方法を含む。)について理解する。	① 地域福祉の基本的考え方	○ 概念と範囲	・ 定義 ・ その他
		○ 地域福祉の理念	・ 人権尊重、権利擁護、自立支援、地域生活支援、地域移行、社会的包摂 ・ その他
		○ 地域福祉の発展過程	
		○ 地域福祉における住民参加の意義	
		○ 地域福祉におけるアウトリーチの意義	
	② 地域福祉の主体と対象	○ 地域福祉の主体	
		○ 地域福祉の対象	
		○ 社会福祉法	・ 地域福祉の推進 ・ その他
	③ 地域福祉に係る組織、団体及び専門職や地域住民	○ 行政組織と民間組織の役割と実際	・ 地方自治体、社会福祉法人、特定非営利活動法人、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、共同募金、自治会、ボランティア組織、企業、生活協同組合、農業協同組合 ・ その他
		○ 専門職や地域住民の役割と実際	・ 社会福祉士、社会福祉協議会の地域福祉活動専門員、介護相談員、認知症サポーター、その他の者の役割

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	④ 地域福祉の推進方法	○ ネットワーキング(多職種・多機関との連携を含む。)	・ ネットワーキング(多職種・多機関との連携を含む。)の意義と方法及び実際 ・ その他
		○ 地域における社会資源の活用・調整・開発	・ 地域における社会資源の活用・調整・開発の意義や目的と留意点及びその方法と実際 ・ その他
		○ 地域における福祉ニーズの把握方法と実際	・ 質的な福祉ニーズの把握方法と実際 ・ その他
			・ 量的な福祉ニーズの把握方法と実際 ・ その他
		○ 地域トータルケアシステムの構築方法と実際	・ 地域トータルケアシステムに必要な要素 ・ 地域トータルケアシステムの構築方法と実際 ・ その他
		○ 地域における福祉サービスの評価方法と実際	・ ストラクチャー評価、プロセス評価、アウトカム評価 ・ その他
			・ 福祉サービスの第三者評価事業、ISO、QC活動、運営適正化委員会 ・ その他

6. 福祉行財政と福祉計画(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
- 福祉の行財政の実施体制(国・都道府県・市町村の役割、国と地方の関係、財源、組織及び団体、専門職の役割を含む。)について理解する。 - 福祉行財政の実際について理解する。 - 福祉計画の意義や目的、主体、方法、留意点について理解する。	① 福祉行政の実施体制	○ 国の役割	- 法定受託事務と自治事務 - その他
		○ 都道府県の役割	- 福祉行政の広域的調整、事業者の指導監督 - その他
		○ 市町村の役割	- サービスの実施主体、介護保険制度における保険者 - その他
		○ 国と地方の関係	- 地方分権の推進 - その他
		○ 福祉の財源	- 国の財源 - 地方の財源 - 保険料財源 - 民間の財源 - その他
		○ 福祉行政の組織及び団体の役割	- 福祉事務所 - 児童相談所 - 身体障害者更生相談所 - 知的障害者更生相談所 - 婦人相談所 - 地域包括支援センター - その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
		○ 福祉行政における専門職の役割	- 福祉事務所の現業員、査察指導員 - 児童福祉司 - 身体障害者福祉司 - 知的障害者福祉司 - その他
	② 福祉行財政の動向		
	③ 福祉計画の意義と目的	○ 福祉計画の意義と目的	
		○ 福祉計画における住民参加の意義	
		○ 福祉行財政と福祉計画の関係	
	④ 福祉計画の主体と方法	○ 福祉計画の主体	
		○ 福祉計画の種類	- 地域福祉計画、老人保健福祉計画、介護保険事業計画、障害福祉計画 - その他
		○ 福祉計画の策定過程	- 問題分析と合意形成過程 - その他
		○ 福祉計画の策定方法と留意点	
		○ 福祉計画の評価方法	
	⑤ 福祉計画の実際		

7. 社会保障(60時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
・ 現代社会における社会保障制度の課題(少子高齢化と社会保障制度の関係を含む。)について理解する。 ・ 社会保障の概念や対象及びその理念等について、その発達過程も含めて理解する。 ・ 公的保険制度と民間保険制度の関係について理解する。 ・ 社会保障制度の体系と概要について理解する。 ・ 年金保険制度及び医療保険制度の具体的内容について理解する。 ・ 諸外国における社会保障制度の概要について理解する。	① 現代社会における社会保障制度の課題(少子高齢化と社会保障制度の関係を含む。)	○ 人口動態の変化、少子高齢化	
	② 社会保障の概念や対象及びその理念	○ 労働環境の変化	・ 男女共同参画 ・ ワークライフバランス ・ その他
		○ 社会保障の概念と範囲	
		○ 社会保障の役割と意義	
		○ 社会保障の理念	
		○ 社会保障の対象	
	③ 社会保障の財源と費用	○ 社会保障制度の発達	
		○ 社会保障の財源	
		○ 社会保障給付費	
	④ 社会保険と社会扶助の関係	○ 国民負担率	
		○ 社会保険の概念と範囲	
	⑤ 公的保険制度と民間保険制度の関係	○ 社会扶助の概念と範囲	
		○ 公的施策と民間保険の現状	・ 民間年金保険、民間医療保険、民間介護保険 ・ その他
	⑥ 社会保障制度の体系	○ 年金保険制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他
		○ 医療保険制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
		○ 介護保険制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他
		○ 労災保険制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他
		○ 雇用保険制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他
		○ 社会福祉制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他
		○ 生活保護制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他
		○ 家族手当制度の概要	・ 制度の目的、対象、給付内容、財源構成 ・ その他
	⑦ 年金保険制度の具体的内容	○ 国民年金	
		○ 厚生年金	
		○ 各種共済組合の年金	
	⑧ 医療保険制度の具体的内容	○ 国民健康保険	
		○ 健康保険	
		○ 各種共済組合の医療保険	
	⑨ 諸外国における社会保障制度の概要	○ 先進諸国における社会保障制度の概要	

8. 低所得者に対する支援と生活保護制度(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
- 低所得階層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要とその実際について理解する。 - 相談援助活動において必要となる生活保護制度や生活保護制度に係る他の法制度について理解する。 - 自立支援プログラムの意義とその実際について理解する。	① 低所得階層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要と実際	低所得者層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要	- 低所得者層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要の実態 - その他
	② 生活保護制度	- 生活保護費と保護率の動向 - 生活保護法の概要	- 生活扶助、医療扶助、その他の扶助等の動向 - 生活保護法の目的、基本原理、保護の原則、保護の種類と内容、保護の実施機関と実施体制、保護の財源、保護施設の種類、被保護者の権利及び義務、生活保護の最近の動向 - その他
	③ 生活保護制度における組織及び団体の役割と実際	- 国の役割 - 都道府県の役割 - 市町村の役割 - ハローワークの役割	
	④ 生活保護制度における専門職の役割と実際	- 現業員の役割 - 査察指導員の役割	
	⑤ 生活保護制度における多職種連携、ネットワーキングと実際	- 保健医療との連携 - 労働施策との連携 - その他の施策との連携	- 連携の方法 - 連携の実際 - その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑥ 福祉事務所の役割と実際	○ 福祉事務所の組織体系	
		○ 福祉事務所の活動の実際	
	⑦ 自立支援プログラムの意義と実際	○ 自立支援プログラムの目的	
		○ 自立支援プログラムの作成過程と方法	
		○ 自立支援プログラムの実際	
	⑧ 低所得者対策	○ 生活福祉資金の概要	
		○ 低所得者に対する自立支援の実際	
		○ 無料低額診療制度	
	⑨ 低所得者へ住宅政策	○ 公営住宅	
	⑩ ホームレス対策	○ ホームレス自立支援法の概要	

9. 保健医療サービス(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
- 相談援助活動において必要となる医療保険制度(診療報酬に関する内容を含む。)や保健医療サービスについて理解する。 - 保健医療サービスにおける専門職の役割と実際、多職種協働について理解する。	① 医療保険制度	○ 医療保険制度の概要 ○ 医療費に関する政策動向	・ 高額療養費制度の概要 ・ その他
	② 診療報酬	○ 診療報酬制度の概要	・ 多様な居住の場における在宅療養 ・ ターミナルケアを支援する診療報酬制度 ・ その他
	③ 保健医療サービスの概要	○ 医療施設の概要 ○ 保健医療対策の概要	・ 病院、特定機能病院、回復期リハビリテーション病棟、地域医療支援病院、診療所 ・ その他
	④ 保健医療サービスにおける専門職の役割と実際	○ 医師の役割	
		○ インフォームドコンセントの意義と実際	
		○ 保健師、看護師等の役割	
		○ 作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等の役割	
		○ 医療ソーシャルワーカーの役割	・ 医療ソーシャルワーカーの業務指針 ・ その他
	⑤ 保健医療サービス関係者との連携と実際	○ 医師、保健師、看護師等との連携	・ 連携の方法 ・ 連携の実際 ・ 医療チームアプローチの実際 ・ その他
		○ 地域の社会資源との連携	・ 連携の方法 ・ 連携の実際 ・ その他

45

10. 権利擁護と成年後見制度(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
・ 相談援助活動と法(日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。)との関わりについて理解する。 ・ 相談援助活動において必要となる成年後見制度(後見人等の役割を含む。)について理解する。 ・ 成年後見制度の実際について理解する。 ・ 社会的排除や虐待などの権利侵害や認知症などの日常生活上の支援が必要な者に対する権利擁護活動の実際について理解する。	① 相談援助活動と法(日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。)との関わり	○ 相談援助活動において想定される法律問題	・ 福祉サービスの利用と契約 ・ 消費者被害と消費者保護 ・ 自己破産 ・ 借家保証 ・ 行政処分と不服申立 ・ その他
		○ 日本国憲法の基本原理の理解	・ 基本的人権の尊重 ・ その他
		○ 民法の理解	・ 契約 ・ 不法行為 ・ 親族 ・ 相続 ・ その他
		○ 行政法の理解	・ 行政行為 ・ 行政事件手続 ・ 情報公開 ・ その他
	② 成年後見制度	○ 成年後見の概要	・ 成年被後見人の行為能力 ・ 成年後見人の役割 ・ その他
		○ 保佐の概要	・ 被保佐人の行為能力 ・ 保佐人の役割 ・ その他
		○ 補助の概要	・ 補助人の役割 ・ その他
		○ 任意後見	
		○ 民法における親権や扶養の概要	
		○ 成年後見制度の最近の動向	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	③ 日常生活自立支援事業	○ 日常生活自立支援事業の概要	・ 専門員の役割 ・ 生活支援員の役割 ・ 日常生活自立支援事業の最近の動向 ・ その他
	④ 成年後見制度利用支援事業	○ 成年後見制度利用支援事業の概要	
	⑤ 権利養護に係る組織、団体の役割と実際	○ 家庭裁判所の役割	
		○ 法務局の役割	
		○ 市町村の役割(市町村申立)	
		○ 弁護士の役割	
		○ 司法書士の役割	
	⑥ 権利擁護活動の実際	○ 社会福祉士の活動の実際	
		○ 認知症を有する者への支援の実際	
		○ 消費者被害を受けた者への対応の実際	
		○ 被虐待児・者(高齢者を含む。)への対応の実際	
		○ アルコール等依存者への対応の実際	
		○ 非行少年への対応の実際	
		○ ホームレスへの対応の実際	
		○ 多問題重複ケースへの対応の実際	
		○ 障害児・者への支援の実際	47

11. 障害者に対する支援と障害者自立支援制度(30時間)

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
・ 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢や福祉・介護需要（地域移行や就労の実態を含む。）について理解する。 ・ 障害者福祉制度の発展過程について理解する。 ・ 相談援助活動において必要となる障害者自立支援法や障害者の福祉・介護に係る他の法制度について理解する。	① 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要	○ 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢 ○ 障害者の福祉・介護需要（地域移行や就労の実態を含む。）	・ 障害者の福祉・介護需要の実態 ・ 障害者の地域移行や就労の実態 ・ その他
	② 障害者福祉制度の発展過程	○ 障害者福祉制度の発展過程	
	③ 障害者自立支援法	○ 障害者自立支援法の概要	・ 障害者自立支援法の目的、障害程度区分判定の仕組みとプロセス、支給決定の仕組みとプロセス、財源、障害福祉サービスの種類、障害者支援施設の種類、補装具・住宅改修の種類、自立支援医療、地域生活支援事業、苦情解決、審査請求、障害者自立支援制度の最近の動向 ・ その他

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	④ 障害者自立支援法における組織及び団体の役割と実際	○ 国の役割	
		○ 市町村の役割	
		○ 都道府県の役割	
		○ 指定サービス事業者の役割	
		○ 国民健康保険団体連合会の役割	
		○ 労働関係機関の役割	・ ハローワーク ・ その他
		○ 教育機関の役割	・ 特別支援学校 ・ その他
	⑤ 障害者自立支援法における専門職の役割と実際	○ 障害者自立支援制度における公私の役割関係	
		○ 相談支援専門員の役割	
		○ サービス管理責任者の役割	
	⑥ 障害者自立支援法における多職種連携、ネットワーキングと実際	○ 居宅介護従業者の役割	
		○ 医療関係者との連携	・ 連携の方法 ・ 連携の実際 ・ その他
		○ 精神保健福祉士との連携	
		○ 障害程度区分判定時における連携	
		○ サービス利用時における連携	
		○ 労働関係機関関係者との連携	
		○ 教育機関関係者との連携	

シラバスの内容		想定される教育内容の例	
ねらい	含まれるべき事項		
	⑦ 相談支援事業所の役割と実際	○ 相談支援事業所の組織体系	
		○ 相談支援事業所の活動の実際	
	⑧ 身体障害者福祉法	○ 身体障害者福祉法の概要	・ 身体障害者福祉手帳、身体障害者福祉法に基づく措置 ・ その他
	⑨ 知的障害者福祉法	○ 知的障害者福祉法の概要	・ 療育手帳、知的障害者福祉法に基づく措置 ・ その他
	⑩ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の概要	・ 精神保健福祉手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院 ・ その他
	⑪ 発達障害者支援法	○ 発達障害者支援法の概要	・ 発達障害者支援センターの役割 ・ その他
	⑫ 障害者基本法	○ 障害者基本法の概要	
	⑬ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律	○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の概要	
	⑭ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要	
	⑮ 障害者の雇用の促進等に関する法律	○ 障害者の雇用の促進等に関する法律の概要	

I ー③ 短期養成施設における教育カリキュラム

- 教育内容の見直しにおいては、精神保健福祉士教育カリキュラムの中で、精神障害者に限らず、障害者等の相談援助を行う際に不可欠となる、ソーシャルワークに係る基礎的な知識及び技術の習得に関する教育内容を基礎科目として考えることとする。
- その際、平成21年度に改正された共通科目においては、精神保健福祉士の知識及び技術として重要となる「現代社会と福祉」、「地域福祉の理論と方法」の2科目を基礎科目から除外していたところであるが、今回の見直しにより、精神障害者の支援という観点で関連する教育内容が専門科目にも盛り込まれることから、先の2科目を基礎科目として位置づけることとする。
- 短期養成施設のカリキュラムについては、上記の考え方に基づく基礎科目を修めて卒業した者に加えて、一定の相談援助に関わる実務経験を有する者を対象とするものであることから、精神保健福祉士に求められる専門的な知識と技術の習得に重点を置いた教育カリキュラムとする。

科目		時間
	精神疾患とその治療	60
	精神保健の課題と支援	60
	精神保健福祉相談援助の基盤Ⅱ	30
	精神保健福祉の理論と相談援助の展開	120
	精神保健福祉活動を支える制度・サービス	60
	精神障害者の生活支援システム	30
	精神保健福祉援助演習Ⅱ	60
	精神保健福祉援助実習指導	90
	精神保健福祉援助実習	210
合計		720

Ⅱ 教員（実習・演習を除く）

Ⅱ－① 専任教員の員数等

1 専任教員の数

○ 学生総定員の区分に応じた専任教員の数に係る基準は変更しない。

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行								
現行どおり	○ 下表に定める数以上の専任教員を有すること。 <table> <tr> <th>学生総定員の区分</th><th>専任教員数</th></tr> <tr> <td>80人まで</td><td>3</td></tr> <tr> <td>81人から200人まで</td><td>$3 + \frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$</td></tr> <tr> <td>201人以上</td><td>$6 + \frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$</td></tr> </table>	学生総定員の区分	専任教員数	80人まで	3	81人から200人まで	$3 + \frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$	201人以上	$6 + \frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$
学生総定員の区分	専任教員数								
80人まで	3								
81人から200人まで	$3 + \frac{\text{学生総定員} - 80}{40}$								
201人以上	$6 + \frac{\text{学生総定員} - 200}{50}$								

2 専任教員の要件

○ 専任教員の要件について、新しい教育カリキュラムを踏まえ、見直しを行う。

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
① 短期養成施設及び一般養成施設等 別表第〇に定める数以上の専任教員を有し、かつ、 専任教員として、次に掲げる者を少なくとも1人ずつ 有すること。 (1)教務に関する主任者 (2)<u>精神保健福祉相談の基盤Ⅱ、精神保健福祉の理論と 相談援助の展開、精神保健福祉活動を支える制度・ サービス、精神障害者の生活支援システム、又は精神 保健福祉援助演習Ⅱ</u>を教授できる者 (3)精神保健福祉援助実習<u>又は精神保健福祉援助実習 指導</u>を教授できる者 ③ 原則として、教員は、1の精神保健福祉士養成施設 等(1の精神保健福祉士養成施設等に2以上の課程が ある場合は、1の課程)に限り、専任教員となるもので あること。	① 短期養成施設及び一般養成施設等 別表第2に定める数以上の専任教員を有し、かつ、 専任教員として、次に掲げる者を少なくとも1人ずつ 有すること。 (1)教務に関する主任者 (2)精神保健福祉論、精神保健福祉援助技術論又は精 神保健福祉援助技術各論を教授できる者 (3)精神保健福祉援助実習を教授できる者 ③ 原則として、教員は、1の精神保健福祉士養成施設 等(1の精神保健福祉士養成施設等に2以上の課程が ある場合は、1の課程)に限り、専任教員となるもので あること。

Ⅱ－② 教員要件の見直し(実習・演習を除く)

- 教員要件については、実践力の高い精神保健福祉士を養成する観点から、現行の教員要件を踏まえつつ、
- ① 保健、医療、福祉サービス等の現場で、実際に活動している精神保健福祉士を広く活用できるようにすること
 - ② 国の行政機関又は地方公共団体の職員として、5年以上の実務経験があれば、当該科目に関して教授できるようにすること
 - ③ 「精神疾患とその治療」や「精神保健の課題と支援」を含めて、当該科目に関する研究領域を専攻した修士又は博士の学位を有する者も、教授できるようにすること
 - ④ 共通科目については、社会福祉士と同様の要件を設けるとともに、さらに一部の科目については精神保健福祉士として5年以上の実務経験があれば、当該科目に関して教授できるようにすること
 - ⑤ 「精神保健福祉相談援助の基盤Ⅰ」(読み替え可能科目)については、社会福祉士として5年以上の実務経験があれば、当該科目に関して教授できるようにすること
- といった見直しを行う。(その他の基準については、現行どおりとする。)

【一般養成施設・短期養成施設共通】

(1) 見直し案の概要

○ 新しい教育カリキュラムにおける科目ごとに、

- ① 当該科目を担当する大学等における教授、准教授、講師又は助教
- ② 当該科目の担当として3年以上の教育経験を有する専門学校の専任教員
- ③ 当該科目に関する研究領域を専攻した修士又は博士の学位を有する者
- ④ 当該科目に関する業務に5年以上の実務経験を有する国の行政機関又は地方公共団体の職員(経験者を含む。)
- ⑤ 5年以上の実務経験を有する精神保健福祉士
- ⑥ 5年以上の実務経験を有する社会福祉士(一部の専門科目を含む。)
- ⑦ 精神障害者の保健、医療及び福祉に関する業務に5年以上従事した経験を有する医師

のいずれかを満たす教員を確保しなければならないこととする。

また、共通科目については社会福祉士と同様の要件としつつ、一部の科目については5年以上の実務経験を有する精神保健福祉士を加えて、いずれかを満たす教員を確保しなければならないこととする。

（見直し後の科目ごとの教員要件）

		当該科目を担当する大学等における教授、准教授、講師又は助教	当該科目の担当として3年以上の教育経験を有する専門学校の専任教員	当該科目に関する研究領域を専攻した修士又は博士の学位を有する者	当該科目に関する業務に5年以上の実務経験を有する国の行政機関又は地方公共団体の職員	5年以上の実務経験を有する精神保健福祉士	5年以上の実務経験を有する社会福祉士	医師（専門科目は、精神障害者の保健、医療等の業務に5年以上の実務経験を有する者）	5年以上の実務経験を有する看護師等
共通科目	人体の構造と機能及び疾病			○				○	○
	心理学理論と心理的支援	○	○	○					
	社会理論と社会システム	○	○	○					
	現代社会と福祉	○	○	○					
	地域福祉の理論と方法	○	○	○	○	●	○		
	福祉行財政と福祉計画	○	○	○	○	●	○		
	社会保障	○	○	○					
	低所得者に対する支援と生活保護制度	○	○	○	○	●	○		
	保健医療サービス	○	○	○	○	●	○		
	権利擁護と成年後見制度	○	○	○	○	●	○		
	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	○	○	○	○	●	○		
専門科目	精神疾患とその治療			●				○	
	精神保健の課題と支援	●	●	●	●			○	
	精神保健福祉相談援助の基盤Ⅰ（読替可能）	○	○	○		○	●		
	精神保健福祉相談援助の基盤Ⅱ	○	○	○		○			
	精神保健福祉の理論と相談援助の展開	○	○	○		○			
	精神保健福祉活動を支える制度・サービス	○	○	○	●	○			
	精神障害者の生活支援システム	○	○	○	●	○			

○印は、社会福祉士教育における教員要件と同様のもの。 ●印は、現行の規程（精神・社会）の考え方と比較して追加となるもの。

(参考) 現行の精神保健福祉士養成施設の教員要件について

- 現行の精神保健福祉士養成施設における教員要件については、科目ごとに、
 - ① 当該科目を担当する大学等における教授、准教授、講師又は助教
 - ② 当該科目の担当として3年以上の教育経験を有する専門学校の専任教員
 - ③ 当該科目に関する研究領域を専攻した修士又は博士の学位を有する者
 - ④ 5年以上の実務経験を有する精神保健福祉士
 - ⑤ 精神障害者の保健及び福祉に関する業務に5年以上従事した経験を有する医師のいずれかを満たす教員を確保しなければならないこととする。

(2) 見直し案の具体的内容

見直し案	現行
<u>各科目の教員（添削指導者を含む。）の資格要件については、次のアからオまでの科目ごとにそれぞれ掲げる者のうち、いずれかに該当するものとする。</u> <u>ア 精神疾患とその治療</u> <u>（ア）学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</u> <u>（イ）精神障害者の保健、医療及び福祉に関する業務に5年以上従事した経験を有する医師</u> <u>イ 精神保健の課題と支援</u> <u>（ア）学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</u> <u>（イ）精神障害者の保健、医療及び福祉に関する業務に5年以上従事した経験を有する医師</u> <u>（ウ）国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があつて、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験のある者</u> <u>ウ 精神保健福祉相談援助の基盤Ⅰ</u> <u>（ア）学校教育法に基づく大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者</u>	<u>指定規則第6条第1号に定める専任教員となることができる者は、次のとおりであること。</u> <u>ア 精神保健福祉論、精神保健福祉援助技術総論又は精神保健福祉援助技術各論の専任教員になることができる者</u> <u>（ア）大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、精神保健福祉論、精神保健福祉援助技術総論又は精神保健福祉援助技術各論を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として選考された者</u> <u>（イ）専修学校の専門課程の専任教員として、精神保健福祉論、精神保健福祉援助技術総論又は精神保健福祉援助技術各論を3年以上担当した経験のある者</u> <u>（ウ）大学院において、精神保健福祉論、精神保健福祉援助技術総論又は精神保健福祉援助技術各論に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</u> <u>（エ）精神保健福祉士の資格取得後、5年以上相談援助業務に従事した経験のある者</u> <u>イ 精神保健福祉援助実習の専任教員になることができる者</u> <u>（ア）大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育</u>

見直し案	現行
<u>(イ)学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者</u> <u>(ウ)学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</u> <u>(エ)精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者</u> <u>(オ)社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者</u> <u>エ 精神保健福祉相談援助の基盤Ⅱ、精神保健福祉の理論と相談援助の展開</u> <u>(ア)学校教育法に基づく大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者</u> <u>(イ)学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者</u> <u>(ウ)学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</u> <u>(エ)精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者</u> <u>オ 精神保健福祉活動を支える制度・サービス、精神障害者の生活支援システム</u>	<u>機関において、法令の規定に従い、精神保健福祉援助実習を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者</u> <u>(イ)専修学校の専門課程の専任教員として、精神保健福祉援助実習を3年以上担当した経験のある者</u> <u>(ウ)精神保健福祉士の資格取得後、5年以上相談援助業務に従事した経験のある者</u> <u>(4) 指定規則第6条第2号に定める専任教員は、精神保健福祉論、精神保健福祉援助技術総論、精神保健福祉援助技術各論又は精神保健福祉援助実習を担当できる者であり、かつ、(3)に掲げる資格要件のいずれかに該当するものであること。</u> <u>(5) 指定規則第5条第1号に定める専任教員は、それぞれ(3)に掲げる資格要件に該当するものであること。</u> <u>(6) 指定規則第5条第2号に定める専任教員は、精神保健福祉論、精神保健福祉援助技術総論、精神保健福祉援助技術各論又は精神保健福祉援助実習を担当できる者であり、かつ、(3)に掲げる資格要件のいずれかに該当するものであること。</u> <u>(7) 精神医学又は精神保健学の教員になることができる者</u> <u>精神障害者の保健及び福祉に関する業務に5年以上従事した経験のある医師</u> <u>(8) 精神科リハビリテーション学の教員になることができる者は、次に掲げる資格要件のいずれかに該当する者</u>

見直し案	現行
<u>(ア)学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者</u> <u>(イ)精神障害者の保健、医療及び福祉に関する業務に5年以上従事した経験を有する医師</u> <u>(ウ)国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があつて、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験のある者</u> <u>(エ)精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者</u> <u>カ 共通科目</u> <u>(ア)社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針による教員要件を参照する。</u> <u>(イ)「地域福祉の理論と方法」、「福祉行財政と福祉計画」、「低所得者に対する支援と生活保護制度」、「保健医療サービス」、「権利擁護と成年後見制度」、「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」については、(ア)に関わらず、精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者としてすることができる。</u> <u>【経過措置】</u> <u>カについては、平成24年3月31日において、現に科目を担当する教員であつて、(ア)、(イ)に該当しないものについては、平成27年3月31日までの間、引続き科目を担当することができるものとする。</u>	<u>であることが望ましいこと。</u> <u>ア 精神障害者の保健及び福祉に関する業務に5年以上</u> <u>上従事した経験のある医師</u> <u>イ 精神保健福祉士の資格取得後、5年以上相談援助</u> <u>業務に従事した経験のある者</u> <u>(9) 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等をあわせて設置する場合は、両施設の学生総定員を足した数を指定規則別表第2の「学生総定員の区分」欄に当てはめて算出した数以上の専任教員を有すること。</u> <u>(10) その他の教員については、担当する科目について相当の学識経験を有する者であること。</u>

Ⅲ 施設設備

Ⅲ－① 設置主体

- 精神保健福祉士養成施設の設置主体については、運用上、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のいずれかであることが要件となっているが、養成施設の指定基準においてこれを改めて明確化する。

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<u>設置主体は、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とすること。</u>	精神保健福祉士養成施設については、規定なし。 (参考)社会福祉士養成施設設置運営指針において、以下の規定あり。 設置主体は、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とすること。

Ⅲ－② 建物(校舎等)

- 建物(校舎)については、自己所有であることが要件となっているが、事業の継続性が担保されることを前提に、借家の場合でも可能となるよう、規制を緩和する。

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
① <u>校舎等建物については、申請年内(12月末日まで)に工事を完了し、新築の場合は、検査済証の交付を受けること。また、備品等についても、すべて年内に備え付けを完了すること。なお、次の要件を満たし、かつ、おおむね20年以上にわたって使用できる場合には、借家であっても差し支えないこと。</u> <u>ア 賃貸借契約が締結されていること(設置計画書提出時においては仮契約締結でもよい。)</u>。 <u>イ 賃借権の登記がなされていること。ただし、公共用地についてはこの限りではない。</u>	① <u>昼間課程及び夜間課程においては、校舎、その他の諸設備は、原則として設置者が所有するものであること。</u>

Ⅲ－③ 1学級の定員

○ 1学級の定員については、40人以下でなければならないこととされているが、**養成施設の裁量により決定できるように改める。**

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<u>少なくとも1以上の学級を設けること。</u>	<u>1学級の定員は、40人以下であること。</u>

Ⅲ－④ 普通教室の数

- 普通教室の数については、同時に授業を行う学級の下らない数を設置しなければならないこととされているが、講義系科目について、**大教室における授業が可能となるよう、規制を緩和**する。

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
① 同時に授業を行う ために必要な 数の普通教室を有すること。	① 同時に授業を行う <u>学級の下らない数の専用の</u> 普通教室を有すること。
② 普通教室の広さは、内法による測定で学生1人当たり1.65平方メートル以上であること。	② 普通教室の広さは、内法による測定で学生1人当たり1.65平方メートル以上であること。

(ex.) 1学級40人×2クラス(80人)の養成施設の場合

〈見直し後〉 普通教室1室(80人×1室)でも可 ← 〈現行〉 普通教室2室(40人×2室)以上が必要

Ⅲ－⑤ IT機器の設置

- 精神保健福祉士の活動領域においては、パソコン等のIT機器を活用した支援が求められていることから、これらを活用した支援手法の学習の機会が確保されるよう、**パソコン等のIT機器を設置することが望ましい旨の規定を追加**する。

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<u>授業において、学生がパーソナルコンピューター等のIT機器を活用した相談援助の技術等を学習することができるよう、必要な設備を設けることが望ましいこと。</u>	規定なし

Ⅲ－⑥ 図書室

○ 図書室については、情報公開を進めることを前提に、図書室に係る設置規制のみ課すこととし、**図書の具体的な数量は示さない**こととする。

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
① 教育上必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。 ② 図書室を有すること。 ③ <u>学生の希望を勘案し、定期的に蔵書を補充・更新し、その充実に努めること。</u> ④ <u>図書室の蔵書以外にも関連する文献等について情報検索できるよう必要な機器を整備すること。</u>	① 教育上必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。 ② 図書室を有すること。 ③ <u>昼間課程及び夜間課程においては、指定規則別表第1に定める科目に関する専門図書を1,000冊以上、学術雑誌を10種類以上備えていること。</u>

※ このほか、図書室内の蔵書量等についての情報公開を義務づけることとする。(→P. 100)

Ⅲ－⑦ 演習室と実習指導室の共用

- 演習室と実習指導室については、それぞれ別途教室を確保しなければならないこととされているが、授業の実施に当たって支障がない場合には、これらの教室を共用することが可能となるよう、規制を緩和する。

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
① 少なくとも学生20人につき1室の割合の演習室を有すること。 ② <u>少なくとも学生20人につき1室の割合で実習指導を行うための実習指導室を有すること。</u> <u>ただし、授業の実施に当たって、教育に支障がない場合に限り、演習室と実習指導室とを共用することが可能であること。</u> ③ <u>演習室又は</u>実習指導室には、視聴覚機器を備え付けること。	① 少なくとも学生20人につき1室の割合の演習室を有すること。 ② <u>精神保健福祉援助実習の指導を行うための実習指導室を有すること。</u> ③ 実習指導室には、視聴覚機器を備え付けること。

(参考) 現行の精神保健福祉士養成施設の設備基準について

		指定規則	指導要領
昼間課程 夜間課程	1学級の定員	40人以下	
	普通教室	同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。	学生1人当たり1.65㎡(内法方法)以上
	演習室	少なくとも学生20人につき1室を有すること。	
	実習指導室	精神保健福祉援助実習の指導を行うための実習指導室を有すること。	・視聴覚機器の備え付け
	その他	教育上必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。	・図書室 ・科目に関する専門図書を1,000冊以上 ・学術雑誌を10種類以上
通信課程	1学級の定員	なし	
	講義室	面接授業実施期間中に確保されていること。	
	演習室	少なくとも学生20人につき1室を、面接授業実施期間中に確保されていること。	
	実習指導室	なし	
	その他	なし	

IV 実習・演習

Ⅳ－① 実習・演習の教育内容

- 教育カリキュラム全体の見直しを踏まえ、実践力の高い精神保健福祉士を養成する観点から、実習・演習に関する教育内容についても、充実・強化を図ることとする。
- 実習については、これまでの実習指導や現場実習等が統合された教育内容から、実習指導と現場実習を個別科目として明確に区分して、各々の教育内容を充実することとする。
- 現場実習については、地域の障害福祉サービス事業を行う施設等と精神科病院等の医療機関の両方で行うことが、精神保健福祉士の専門性の確保の観点から不可欠であることから、現行の180時間(目安)から210時間へ拡充して、実習内容を充実することとする。
- さらに、精神保健福祉士に「求められる役割」が十分に発揮できるよう教育をする観点から、精神科病院等の医療機関における実習を必須として、90時間以上行うことを基本とするとともに、実習で経験すべき内容についても充実することとする。
- 地域の障害福祉サービス事業を行う施設等における、障害者を対象とした相談援助においては、ソーシャルワークとしての共通の知識・技術を以て、相談援助が実践できるよう教育することから、社会福祉士の「相談援助実習」を履修している学生については、60時間を上限として、精神科病院等の医療機関以外の実習を免除可能とすることとする。

- 演習については、相談援助の知識と技術をより実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化・理論化し体系立てることができるようにする観点から、演習時間数の拡充を行い教育内容の充実を行うこととする。
- 相談援助の知識と技術のうち、ソーシャルワーク実践に必要とされる基礎的な援助技術の習得に関する科目(演習Ⅰ)と、精神障害者等の事例を活用した援助技術の科目(演習Ⅱ)とに分けて、前者(演習Ⅰ)については社会福祉士の「相談援助演習」の履修を以て、読み替え可能とすることとする。
- また、現行、大学等においては、指定科目の名称と一致する科目の名称により、教育が行われていれば、養成施設の教育内容と同等であるものとして取り扱われているところであるが、特に実習・演習については、大学等によってその教育内容にばらつきが大きいとの指摘を踏まえ、教育内容や時間数についての基準を課すこととする。

精神保健福祉援助演習 I (30時間)

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
・ 精神保健福祉援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、精神障害者の生活や生活上の困難について把握し、精神保健福祉士に求められる相談援助に係る基礎的な知識と技術について、次に掲げる方法を用いて、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。 ① 相談援助に係る基礎的な知識と技術に関する具体的な実技を用いること。 ② 個別指導並びに集団指導を通して、地域福祉の基盤整備と開発に係る具体的な相談事例を体系的にとりあげること。	④ 以下の内容については、精神保健福祉援助実習を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと。 ア 自己覚知 イ 基本的なコミュニケーション技術の習得 ウ 基本的な面接技術の習得 エ グループダイナミクス活用技術の習得 オ 情報の収集・整理・伝達の技術の習得 カ 課題の発見・分析・解決の技術の習得 キ 記録の技術の習得 ※ ク 地域福祉の基盤整備に係る事例を活用し、次に掲げる事柄について実技指導を行うこと。 ● 地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握 ● 地域アセスメント ● 地域福祉の計画 ● ネットワーキング ● 社会資源の活用・調整・開発 ● サービス評価

(注1) 精神保健福祉援助の知識と技術に係る科目として主に「精神保健福祉相談援助の基盤Ⅰ」、「精神保健福祉相談援助の基盤Ⅱ」、「精神**保健福祉**の理論と相談援助の展開」、「地域福祉の理論と方法」、「福祉行政と福祉計画」、「精神保健福祉援助実習」、「精神保健福祉援助実習指導」などの科目。

(注2) 精神保健福祉援助演習の実施にあたっては、精神保健福祉援助実習指導、精神保健福祉援助実習の教育内容及び授業の進捗状況を十分に踏まえること。

精神保健福祉援助演習Ⅱ(60時間)

シラバスの内容

ねらい	含まれるべき事項
・ 精神保健福祉援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、精神障害者の生活や生活上の困難について把握し、精神保健福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術について、次に掲げる方法を用いて、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。 ① 総合的かつ包括的な相談援助、医療と協働・連携する相談援助、地域福祉の基盤整備と開発に係る具体的な相談援助事例を体系的にとりあげること。 ② 個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導(ロールプレイング等)を中心とする演習形態により行うこと。	① 以下の内容については、精神保健福祉援助実習を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと。 タ ア 次に掲げる具体的な課題別の精神保健福祉援助の事例(集団に対する事例を含む)を活用し、実現に向けた精神保健福祉課題を理解し、その解決に向けた総合的かつ包括的な援助について実践的に習得すること。 ● 社会的排除 ● 退院支援、地域移行、地域生活継続 ● ピアサポート ● 地域における精神保健(自殺、ひきこもり、児童虐待、薬物・アルコール依存等) ● 教育、就労(雇用) ● 貧困、低所得、ホームレス ● 精神科リハビリテーション ● その他の危機状態にある精神保健福祉 タ イ アに掲げる事例を題材として、次に掲げる具体的な相談援助場面及び相談援助の過程を想定した実技指導を行うこと。 ● インテーク(受理面接) ● 契約 ● アセスメント(課題分析) ● プランニング(支援の計画) ● 支援の実施 ● モニタリング(経過観察) ● 効果測定と支援の評価 ● 終結とアフターケア コ ウ イの実技指導に当たっては、次に掲げる内容を含めること。 ● アウトリーチ ● ケアマネジメント ● チームアプローチ ● ネットワーキング ● 社会資源の活用・調整・開発

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
	② 精神保健福祉援助実習後に行うこと 精神保健福祉相談援助に係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的な知識と技術として習得できるように、精神保健福祉援助実習における学生の個別的な体験も視野に入れつつ、集団指導並びに個別指導による実技指導を行うこと。

(注1)精神保健福祉援助の知識と技術に係る科目として主に「精神保健福祉相談援助の基盤Ⅰ」、「精神保健福祉相談援助の基盤Ⅱ」、「精神保健福祉の理論と相談援助の展開」、「地域福祉の理論と方法」、「福祉行財政と福祉計画」、「精神保健福祉援助実習」、「精神保健福祉援助実習指導」などの科目。

(注2)精神保健福祉援助演習の実施にあたっては、精神保健福祉援助実習指導、精神保健福祉援助実習の教育内容及び授業の進捗状況を十分に踏まえること。

精神保健福祉援助実習指導(90時間)

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
- 精神保健福祉援助実習の意義について理解する。 - 精神障害者のおかれている現状を理解し、その生活の実態や生活上の困難について理解する。 - 精神保健福祉援助実習に係る個別指導及び集団指導を通して、精神保健福祉援助に係る知識と技術について具体的かつ实际的に理解し実践的な技術等を体得する。 - 精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 - 具体的な体験や援助活動を、専門的知識及び技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。	○ 次に掲げる事項について個別指導及び集団指導 - ア 精神保健福祉援助実習と精神保健福祉援助実習指導における個別指導及び集団指導の意義 - イ 精神保健医療福祉の現状(利用者理解を含む)に関する基本的な理解 - ウ 実際に実習を行う施設・機関・事業者・団体・地域社会等に関する基本的な理解 - エ 現場体験学習及び見学実習 - オ 実習先で必要とされる精神保健福祉援助に係る専門的知識と技術に関する理解 - カ 精神保健福祉士に求められる職業倫理と法的責務に関する理解 - キ 実習における個人のプライバシー保護と守秘義務の理解(個人情報保護法の理解を含む) - ク 「実習記録ノート」への記録内容及び記録方法に関する理解 - ケ 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成 - コ 巡回指導(訪問指導、スーパービジョン) - サ 実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成 - シ 実習の評価全体総括会

(注1) 精神保健福祉援助実習を効果的にすすめるため、実習生用の「実習指導マニュアル」及び「実習記録ノート」を作成し、実習指導に活用すること。

(注2) 実習後においては、その実習内容についての達成度を評価し、必要な個別指導を行うものとする。

(注3) 実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習先の実習指導者の評定はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと。

精神保健福祉援助実習(210時間)

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
- 精神保健福祉援助実習を通して、精神保健福祉援助並びに障害者等の相談援助に係る専門的知識と技術について具体的かつ実践的に理解し実践的な技術等を体得する。 - 精神保健福祉援助実習を通して、精神障害者のおかれている現状を理解し、その生活実態や生活上の課題について把握する。 - 精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 - 総合的かつ包括的な地域生活支援と関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。	① 精神科病院等の病院において実習を行う学生は、実習期間中に1名以上の患者を担当する患者への個別支援を経験するとともに、次に掲げる事項を経験し、実習先の実習指導者による指導を受けること。 - ア 入院時又は急性期の患者及びその家族への相談援助 - イ 退院又は地域移行・地域支援に向けた、患者及びその家族への相談援助 - ウ 多職種や病院外の関係機関との連携を通じた援助 ② 精神科診療所において実習を行う学生は、患者への個別支援を通じて経験するとともに、次に掲げる事項を経験し、実習先の実習指導者による指導を受けること。 - ア 治療中の患者及びその家族への相談援助 - イ 日常生活や社会生活上の問題に関する、患者及びその家族への相談援助 - ウ 地域の精神科病院や関係機関との連携を通じた援助 ③ 学生は、精神科病院等や地域の相談援助障害福祉サービス事業を行う施設等や精神科病院等の医療機関の実習を通して、次に掲げる事項をできる限り経験し、実習先の実習指導者による指導を受けるものとする。 - ア 利用者やその関係者、施設・機関・事業者・団体住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成 - イ 利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成 - ウ 利用者やその関係者(家族・親族・友人等)との支援関係の形成 - エ 利用者やその関係者(家族・親族・友人等)への権利擁護及び支援(エンパワーメントを含む)とその評価

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
	オ 精神医療・保健・福祉に係る多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際 カ 精神保健福祉士としての職業倫理と法的義務への理解 キ 施設・機関・事業者・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解 ク 施設・機関・事業者・団体等の経営やサービスの管理運営の実際 ケ 当該実習先が地域社会の中の施設・機関・事業者・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解 ④ 精神保健福祉援助実習指導担当教員は、巡回指導等を通して、実習事項について学生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、学生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。

(注)精神保健福祉援助実習を実施する際には、下記の点に留意すること。

- ① 配属実習に際しては、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認したうえで配属させること。
- ~~② 精神科病院等の病院における実習においては、必ず1名以上の患者を担当するとともに、①-ア)からウ)の事項を経験させること。~~
- ~~③ 精神科診療所の実習においては、必ず患者への個別支援を通して、②-ア)からウ)の事項を経験させること。~~
- ④② 実習先は、巡回指導が随時可能な範囲で選定することとし、実習内容、実習指導体制、実習中のリスク管理等については実習先との間で十分に協議し、確認しあうこと。

Ⅳ－② 実習・演習担当教員の要件

- 実習・演習担当教員については、現場における相談援助の知識及び技術を活用することにより、実践力の高い精神保健福祉士を養成する観点から、
- ① 実習指導と演習の担当教員についても、新たに要件を設けることとし、
 - ② 実習・演習担当教員については、5年以上の実務経験を有する精神保健福祉士や一定の教歴を有する者を原則としつつ、
 - ③ これら以外の者については、「精神保健福祉士実習・演習担当教員講習会」を新たに創設し、その受講を義務付けることとする。

見直し案	現行
<u>精神保健福祉援助演習、精神保健福祉援助実習及び精神保健福祉援助実習指導</u> ① 大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、講師(非常勤を含む。)<u>又は助教として5年以上担当した経験のある者</u> ② 専修学校の専門課程の専任教員として、<u>当該科目を5年以上担当した経験のある者</u> ③ 精神保健福祉士資格取得後、5年以上相談援助業務に従事した経験のある者 ④ <u>①から③までに該当しない者であって、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の課程を修了したもの(26年度内に当該講習会の課程を修了する見込みの者を含む。)</u>	精神保健福祉援助実習 ① 大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、精神保健福祉援助実習を担当する教授、助教授又は講師(非常勤を含む。)として選考された者 ② 専修学校の専門課程の専任教員として、<u>精神保健福祉援助実習を3年以上担当した経験のある者</u> ③ 精神保健福祉士資格取得後、5年以上相談援助業務に従事した経験のある者

見直し案	現行
【経過措置】 ○ <u>平成24年3月31日において、現に実習・演習を担当する教員であって、①から③までに該当しないものについては、平成27年3月31日までの間、引続き実習・演習を担当することができるものとする。</u>	

Ⅳ－③ 実習・演習担当教員の員数

- 実習・演習担当教員の員数については、現行、養成施設における演習科目のみ、20:1以上で配置しなければならないこととされているが、学生1人1人に対し、よりきめ細かい教育を行うことを通じて、より実践力の高い精神保健福祉士を養成する観点から、大学も含め、演習と実習指導について、現行制度と同様、20:1以上の教員を配置しなければならないこととする。

見直し案	現行
① <u>精神保健福祉援助演習及び精神保健福祉援助実習指導の授業を行うに当たっては、少なくとも学生20人につき1人以上の教員を有すること。</u> ② <u>大学等にあつては、①の教員のうち、少なくとも1人以上は専任の教員を配置すること。</u>	<u>精神保健福祉援助演習が学生20人以下で実施が可能となる数の教員を有すること。</u>

Ⅳ－④ 実習指導者に係る基準の見直し

1 受入学生数

- 1実習施設等において、より多くの学生を受け入れ、かつ、きめ細やかな実習指導ができるよう、実習施設等が同時に受け入れることができる学生数について、実習施設等当たりの基準から実習指導者当たりの基準に変更する。

見直し案	現行
<u>1の実習を行う施設又は事業に係る事業所において、同時に受け入れることができる学生数は、当該実習を行う施設又は事業に係る事業所に従事する実習指導者の員数に5を乗じて得た数を上限とすること。</u>	<u>実習施設の数は、実習の必要な学生数の十分の一以上であること。</u>

(ex.)実習の必要な学生が20人の場合

〈指導者〉〈学生〉			〈指導者〉 〈学生〉		
〈見直し後〉 A施設	(実習指導者a)	1人 5人	←	〈現行〉 A施設(実習指導者a)	1人以上 10人
	(実習指導者b)	1人 5人		B施設(実習指導者b)	1人以上 10人
	(実習指導者c)	1人 5人			
	小計	3人 15人			
B施設 (実習指導者d) 1人 5人					
合計 4人 20人			合計 2人以上 20人		

2 実習指導者の資格要件

- 実習指導者については、3年以上の実務経験を有する精神保健福祉士であることに加え、実習指導者研修課程を修了することを求めることとし、その資格要件を強化する。
- 地域の障害福祉サービス事業を行う施設等における、障害者を対象とした相談援助の実習指導については、上記の資格要件を満たす精神保健福祉士の実習指導者に加えて、社会福祉士の実習指導者による指導も可能とすることとする。

見直し案	現行
実習指導者は、次のいずれかの要件に該当する者であること。 ① <u>実習指導者は、精神保健福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会の課程を修了した者であること。</u> ② <u>①にかかわらず、実習指導者が障害福祉サービス事業を行う事業所の職員であるときは、社会福祉士の実習指導者としての要件を満たす者としてすることができること。</u>	精神保健福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者

見直し案	現行
【経過措置】 ③ <u>①の規定にかかわらず、精神保健福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者については、平成27年3月31日までの間に、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会の課程を修了すれば足りることとする。</u> ④ <u>精神保健福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者と同等以上の知識及び経験のある者については、平成27年3月31日までの間に限り、実習指導者として認めることとする。</u>	

IV－⑤ その他の基準の見直し

- 効果的な実習教育を確保する観点から、**精神科病院等の医療機関と障害福祉サービス事業を行う施設等との機能の異なる2以上の実習施設で実習を行うこととし、その内、精神科病院等における実習は90時間以上行うことを基本とする。**
- **実習担当教員が週1回以上の定期的巡回指導を行うことを前提としつつ、実習施設との連携の下で、学内指導が行えることとする。**

見直し案	現行
① 各実習施設における実習計画が、当該実習施設との連携の下に定められていること。 ② 実習は、<u>相談援助の一連の過程を網羅的に学習できるよう</u>、学生1人に対し、精神科病院等<u>の医療機関と障害福祉サービス事業を行う施設</u>その他の実習施設等とで実施するなど、機能の異なる2以上の実習施設で実施する<u>ものとする。</u> ③ 実習のうち精神科病院等<u>の医療機関における実習を必須とし、十分に学習できるよう、90時間以上行うことを基本とする。</u>	①各実習施設における実習計画が、当該実習施設との連携の下に定められていること。 ② 実習は、学生1人に対し、精神科病院等<u>保健・医療施設と精神障害者社会復帰施設等</u>その他の実習施設とで実施するなど、機能の異なる2以上の実習施設で実施する<u>ことが望ましいこと。</u> ③ 実習施設のうち精神科病院及び病院（精神病床を有するものに限る。）については、<u>精神病棟ごとに1施設として取り扱うことができるものであること。</u>

見直し案	現行
④ 実習担当教員は、<u>少なくとも週1回以上の</u>定期的巡回指導を行うこと。 <u>ただし、これにより難しい場合については、実習期間中に、少なくとも1回以上の巡回指導を行うことを前提に、実習施設との十分な連携の下、実習期間中に学生が養成施設等において学習する日を設け、指導を行うことも差し支えないこととする。</u> ⑤ 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。	④ 実習施設は、<u>実習担当教員による定期的巡回が可能な地域に存すること。</u> ⑤ 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。

Ⅳ－⑥ 実務経験に対する実習免除の取扱い

- 現に福祉サービスに従事してる者について、その負担を軽減し、精神保健福祉士国家資格の取得を促す観点から、現行の1年以上の実務経験を経た者については、**実習（実習指導を含む。）が免除される取扱いを維持する。**

見直し案	現行
指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学し、又は入所する者については、精神保健福祉援助実習 及び精神保健福祉援助実習指導 の履修を免除することができる。	指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学し、又は入所する者については、精神保健福祉援助実習の履修を免除することができる。

V 通信課程

V－① 教育内容に関する基準

- 通信課程における教育では、精神保健福祉士に必要とされる知識及び技術の理解のみならず、精神保健福祉士に求められている役割や援助対象者の理解等を深めることが重要になることから、専門科目及び演習に係る面接授業を維持しつつ、さらに実習指導に関する面接授業を取り入れて、通信課程の教育方法について充実を図る。
- また、通信課程における実習については、現行、通学課程の半分の時間数で足りることとされていたが、上記と同様の観点から、通学課程と同様の時間数への充実を図る。

(参考) 面接授業及び印刷教材の時間数の考え方

1. 精神保健福祉士の規程(現行と同様)

(A) 面接授業時間数＝科目時間数×10%

(B) 印刷教材時間数＝(科目時間数×3)－(A×3)

2. 社会福祉士の規程(見直し後)

(A) 面接授業時間数＝科目時間数×30%(※演習・実習指導のみ。)

(B) 印刷教材時間数＝(科目時間数×3)－A

通信課程における教育内容

		通学課程 (時間数)	一般養成施設			短期養成施設		
			面接授業	印刷教材	実習	面接授業	印刷教材	実習
共通科目	人体の構造と機能及び疾病	30h		90h				
	心理学理論と心理的支援	30h		90h				
	社会理論と社会システム	30h		90h				
	現代社会と福祉	60h		180h				
	地域福祉の理論と方法	60h		180h				
	福祉行財政と福祉計画	30h		90h				
	社会保障	60h		180h				
	低所得者に対する支援と生活保護制度	30h		90h				
	保健医療サービス	30h		90h				
	権利擁護と成年後見制度	30h		90h				
	障害者に対する支援と障害者自立支援制度 ※1	30h		90h				
専門科目	精神疾患とその治療	60h	6h	162h		6h	162h	
	精神保健の課題と支援	60h	6h	162h		6h	162h	
	精神保健福祉相談援助の基盤Ⅰ ※2	30h	3h	81h				
	精神保健福祉相談援助の基盤Ⅱ	30h	3h	81h		3h	81h	
	精神保健福祉の理論と相談援助の展開	120h	12h	324h		12h	324h	
	精神保健福祉活動を支える制度・サービス	60h	6h	162h		6h	162h	
	精神障害者の生活支援システム	30h	3h	81h		3h	81h	
演習・実習	精神保健福祉援助演習Ⅰ ※3	30h	3h	81h				
	精神保健福祉援助演習Ⅱ	60h	6h	162h		6h	162h	
	精神保健福祉援助実習指導	90h	9h	243h		9h	243h	
	精神保健福祉援助実習	210h			210h			210h
合計		1,200h	57h	2,799h	210h	51h	1,377h	210h

※1…新たに共通科目に拡大する科目 ※2、3…読み替え可能科目

(参考) 現行の通信課程における教育カリキュラム

※H21年4月共通科目の改定後		通学課程 (時間数)	一般養成施設			短期養成施設		
			面接授業	印刷教材	実習	面接授業	印刷教材	実習
共通科目	人体の構造と機能及び疾病	30h		90h				
	心理学理論と心理的支援	30h		90h				
	社会理論と社会システム	30h		90h				
	現代社会と福祉	60h		180h			180h	
	地域福祉の理論と方法	60h		180h			180h	
	福祉行財政と福祉計画	30h		90h				
	社会保障	60h		180h				
	低所得者に対する支援と生活保護制度	30h		90h				
	保健医療サービス	30h		90h				
	権利擁護と成年後見制度	30h		90h				
専門科目	精神医学	60h	6h	162h		6h	162h	
	精神保健学	60h	6h	162h		6h	162h	
	精神科リハビリテーション学	60h	6h	162h		6h	162h	
	精神保健福祉論	90h	9h	243h		9h	243h	
	精神保健福祉援助技術総論（※）	60h	6h	162h				
	精神保健福祉援助技術各論	60h	6h	162h		6h	162h	
演習・実習	精神保健福祉援助演習	60h	6h	162h		6h	162h	
	精神保健福祉援助実習	270h			90h以上			90h以上
合計		1,110h	45h	2,358h	90h以上	39h	1,413h	90h以上

※…読み替え可能科目

V－② 教育方法に関する基準

○ 養成施設の通信課程における教育方法に関する基準については、現行の基準を前提としつつ、面接授業(スクーリング)については、大学等や養成施設等への委託が可能な取扱いとする。

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
① 印刷教材は、別表第〇に定める各科目について、同表に定める時間以上の学習を必要とするものであつて、その内容は次によるものであること。 (1) 正確、公正であつて、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。 (2) 統計その他の資料が新しく、かつ、権威あるものであること。 (3) 自学自習についての便宜が適切に図られていること。 ② <u>面接授業は、養成施設等の教員によって行わなければならない。ただし、当該養成施設等が当該面接授業の管理等を確実に行うことができる場合であつて、委託先が次のいずれかに該当する場合については、面接授業を委託することも差し支えない。</u> <u>(1) 精神保健福祉士養成施設</u> <u>(2) 精神保健福祉士の養成を行う大学等</u> ③ 面接授業の内容は、別表第〇に定めるもの以上であること。	① 印刷教材は、別表第三に定める各科目について、同表に定める時間以上の学習を必要とするものであつて、その内容は次によるものであること。 (1) 正確、公正であつて、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。 (2) 統計その他の資料が新しく、かつ、権威あるものであること。 (3) 自学自習についての便宜が適切に図られていること。 ② 面接授業の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。

見直し案	現行
④ 通信課程における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法は、次によること。 (1)通信指導は、計画的に行うこと。 (2)添削指導は、別表第〇に定める各科目について一回以上行うこととし、添削に当たっては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。 ※ <u>通信課程の学生の評価に当っては、指定規則別表第〇に定める科目毎に、当該授業内容への理解の確認を行う観点から、少なくとも1回以上レポート等の提出を求めるとともに、印刷教材による授業の時間数90時間(印刷教材による授業の時間数が90時間に満たない場合については、当該時間数)につき1回以上の添削指導を行うものとする。(精神保健福祉援助実習及び精神保健福祉援助実習指導は除く。)</u> ⑤ 別表第〇に定める各科目を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人は専任教員であること。 ※ <u>添削指導者</u> <u>各科目毎の教員の資格要件に該当する者及び現に大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻している者</u> ⑥ 講義室が面接授業実施期間において確保されていること。 ⑦ 少なくとも学生二十人につき一室の割合の演習室が面接授業実施期間において確保されていること。 ⑧ <u>実習の内容は、別表第〇に定めるもの</u>以上であること。	③ 通信課程における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法は、次によること。 (1)通信指導は、計画的に行うこと。 (2)添削指導は、別表第三に定める各科目について一回以上行うこととし、添削に当たっては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。 ④ 別表第三に定める各科目を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人は専任教員であること。 ⑤ 講義室が面接授業実施期間において確保されていること。 ⑥ 少なくとも学生二十人につき一室の割合の演習室が面接授業実施期間において確保されていること。 ⑦ <u>精神保健福祉援助実習が、90時間以上行われること。</u>

V－③ その他の基準の見直し

- 養成施設の通信課程については、現行、事務職員の配置が求められていないが、事務作業等による教員の負担を軽減し、教育へ専念させる観点から、**新たに事務職員の配置を義務づけることとする。**

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<u>事務職員を有すること。</u> <u>ただし、当該事務職員は通信課程における教員と兼務してはならないこと。</u>	規定なし

VI 情報公開

VI 情報公開

- 精神保健福祉士養成施設については、今後、その入学希望者が自らの希望に応じて適切な選択ができるよう、必要な情報を提供していくことが重要であることから、一定の内容について、**新たに情報開示を行う**ものとする。

【一般養成施設・短期養成施設共通】

1. 現行の要件

- 現行の精神保健福祉士養成施設の指定基準においては、情報開示に係る具体的な規定は定められていないところ。
- **しかしながら、社会福祉士の教育内容見直し(平成21年4月施行)の中で、養成施設における情報開示に関する規程が新たに設けられたことを踏まえ、精神保健福祉士養成施設においても同様に規程を設けることとする。**

2. 見直し案

(1) 情報開示の項目

- 精神保健福祉士養成施設における情報開示の項目については、他の制度における情報開示の項目を参考としつつ、次のとおり定め、これらの開示を行うものとする。

【法人情報】

- ① 法人種別、法人名称、法人の主たる事務所の住所・連絡先
- ② 法人代表者氏名
- ③ 養成施設以外の実施事業
- ④ 財務諸表

【養成施設情報】

- ① 養成施設名称、養成施設の住所・連絡先
- ② 養成施設代表者氏名
- ③ 養成施設の開設年月日
- ④ 学則
- ⑤ 研修施設、図書館（蔵書数を含む。）等の設備の概要

【養成課程情報】

- ① 養成課程のスケジュール（期間、日程、時間数）
- ② 定員
- ③ 入学までの流れ（募集、申し込み、資料請求先）
- ④ 費用
- ⑤ 科目別シラバス
- ⑥ 教員数、科目別担当教員名（教員の名前、略歴、保有資格）
- ⑦ 教材
- ⑧ 協力実習機関の名称、住所、事業内容
- ⑨ 実習プログラムの内容・特徴

【実績情報】

- ① 卒業者の延べ人数
- ② 卒業者の進路の状況（就職先の施設種別、卒業者のうちの就職者数）

【その他情報】

その他、利用者の選択に資する情報

(2) 情報開示の方法等

- ワムネットや養成施設のホームページ等を通じて、広く一般に公開することを原則とする。
- なお、入学希望者等が開示された情報を容易に比較検討できるよう、情報開示に係る標準的な様式例を示すことを検討する。

(3) 留意事項

- 情報開示の義務付けと併せて、開示内容の適正性を担保する観点から、虚偽又は誇大な情報を開示してはならないこととする。

VII 国家試験の受験資格における 実務経験の範囲

VII－① 実務経験の範囲の拡大

- 学校教育法に基づく短期大学において指定科目を修めて卒業した者や、その他の者に準ずるものとして厚生労働省で定める者については、実務経験施設において、1年以上の相談援助の業務に従事した後に、精神保健福祉士短期養成施設及び一般養成施設(通信課程も含む。)に入学する場合に、精神保健福祉援助実習が免除される現行の取扱いを維持する。
- ただし、その場合の実務経験施設の範囲については、近年の状況や精神保健福祉士が中核の業務として担うべき役割等を踏まえ、以下の観点で範囲の拡大を図ることとする。

(1) 障害者関係施設の位置づけ

- 昨今の障害福祉サービス現場においては、精神保健福祉士が障害者の相談援助の業務に従事する施設も多岐にわたってきていると思われる。ただし、現在は制度改革の狭間にあることなどから、今後の障害福祉制度改革等の進捗状況や実習施設との整合性を見据えながら、障害者関係施設の位置づけについて検討を図ることとする。

(2) その他の施設の位置づけ

- 近年、精神保健福祉士が、司法、教育、労働等に関する分野において、相談援助の業務に従事している状況も見受けられる。これらの分野における政策等の動向も勘案しながら、それら関係施設の位置づけについて検討課題とする。

VII－② 実習施設の範囲に関する見直し

- 実習教育内容の見直しにおいて、地域の障害福祉サービス事業を行う施設等における実習については、精神障害者を含めた障害者の相談援助の知識及び技術の体得をねらいとしたところであり、実習施設の範囲の見直しが必要とされる。

こうした現状を踏まえ、**実習施設の範囲と実務経験の対象施設の範囲とを原則として一致（現に廃止されている施設を除く。）させながら、見直しを行う。**

(参考) 現行の実務経験と実習施設の範囲

		実務経験の対象施設	実習の対象施設	備考	
医療関係施設	精神科病院	○	○	※ 精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を標榜しているものに限る。	
	病院(※)	○	○		
	診療所(※)	○	○		
行政関係施設	保健所	○	○		
	市町村保健センター	○	○		
	精神保健福祉センター	○	○		
障害者関係施設	旧体系施設	精神障害者生活訓練施設	○	○	
		精神障害者授産施設	○	○	
		精神障害者福祉工場	○	○	
		精神障害者地域生活支援センター(※)	○	○	※ 現在は新体系に移行済み。
		精神障害者福祉ホーム	○		
		精神障害者地域生活支援事業(実施施設)	○		
		精神障害者小規模作業所(※)	○		※ H10.4.1～10.1までに認めたもの。
	新体系施設	生活介護	○	○	
		共同生活介護	○	○	
		自立訓練	○	○	
		就労移行支援	○	○	
		就労継続支援	○	○	
		共同生活援助	○	○	
		相談支援事業を行う施設(※)	○	○	※ 主として精神障害者が利用するものに限る。
		障害者支援施設(※)	○	○	
		地域活動支援センター(※)	○	○	
		福祉ホーム(※)	○		

VIII 施行期日

Ⅸ 施行期日

○ 教育カリキュラムの見直しとこれに併せて行われる以下の基準の見直しについては、平成24年4月1日から施行する。

「Ⅰ 教育カリキュラム等の内容」

「Ⅱ 教員」

「Ⅲ 施設設備」

「Ⅳ 実習・演習」

「Ⅴ 通信課程」

「Ⅵ 情報公開」

○ 「Ⅶ 国家試験の受験資格における実務経験の範囲」については、平成24年度試験(平成25年1月に実施予定)から施行する。

※ なお、大学等についても演習・実習が養成施設と同等の水準で実施されるよう要請することとする。